

Vol **5**
2017
NOV

ISSN 2188-1073

Social Governance Journal

社会経営ジャーナル

第5号

【発行】放送大学社会経営研究編集委員会

社会経営ジャーナル第5号

【目次】

序文 はじめに

- | | | | | | |
|---|------|--------|-------------------------|------|-------|
| 1. 共通ポイントサービスがもたらすもの | p.03 | 泉谷 和昭 | 6. 自分史作成のすすめ | p.47 | 朝日 直子 |
| 2. 企業を悩ます悪質クレームとどう向き合うか
－クレームが許容される「正当性の限界」－ | p.11 | 森田 俊一郎 | 7. 津軽海峡の旅 | p.51 | 小林 公子 |
| 3. 栃木県内NPO法人の財務状況と活動の変質 | p.20 | 土崎 雄祐 | 8. 現代のクラフツ経済はなぜ小規模化するのか | p.58 | 坂井 素思 |
| 4. 家庭ごみはなぜ分別されるのか
－海津市の分別を巡って－ | p.30 | 織田 祐子 | 編集後記 | p.74 | 田口 一博 |
| 5. 福島県只見町における編み組細工の変遷 | p.38 | 齋藤 貴之 | | | |

「知のコミュニケーション」広場に集う

このジャーナル誌は、「社会経営（Social Governance）」という新しい分野で形成されてきたいくつかの研究会を結集して造られた、「社会経営研究会連合」のコミュニケーションを図るための機関誌である。

すでに放送大学大学院「社会経営科学プログラム」が設立されて、10年以上が経過し、修了生たちの交流が重ねられ、コミュニケーションの輪が形成されつつある。この中では、それぞれの放送大学教員のもとでのゼミナールが継続され、そのうち修了生たちが自主的な研究会を数多く立ち上げてきた。ここに、大学院修了生の方々から、「放送大学社会経営研究連合」という組織として、新たな知識の結集が呼びかけられ、交流が続けられてきている。けれども、実際には社会経営科学全体の交流が順調に行われてきた訳ではない。

放送大学社会経営研究会連合には、論文集としての「社会経営研究」も毎年作成されていることになっている。これらの構

築の上に、さらに自由闊達に自説を述べ、社会知の交流を拡大する試みが存在することはたいへん良いことであると考えられる。このように、修士論文、オープン・フォーラム・の蓄積の先を目指す研究誌として構想されたのが「社会経営研究」であるが、こちらの雑誌では研究誌という性格から査読過程を含むため、手軽に論文を発表するには融通の効かない点もあると思われる。この点において、本誌はさらに自由な論評を行うことが可能である。

構成をみればわかるように、この雑誌には、様々な知識の交流が企てられている。放送大学大学院の特徴は、実体験や経験知に基づく生涯研究にあるが、これらの知識を交流させることによって発展させようとする試みが加味されており、これらが良い意味で交錯して、新たな融合を志向しようとする、いわば「知のコミュニケーション」誌として、本誌が貢献できれば本望である、と編集委員会一同は考えている。

最後に、このような形で本誌が発行されるに至るまで、参考意見を寄せていただいた、放送大学社会経営科学プログラムの先生方と大学院修了生の先輩方に対して、感謝申し上げる次第である。

2013年11月1日

「社会経営ジャーナル」編集委員会

1. 共通ポイントサービスがもたらすもの

泉谷 和昭

要旨

このエッセイでは、今日、実生活の中に深く浸透しているマーケティング手法の一つであるポイントサービスシステムの今日の変化である共通ポイント化という現象を捉え、現状を概観の上、今後のポイントサービスシステムがどの様に変化していくかに就いて考えて行く。元来のポイントサービスは店舗に於いて『顧客の利用頻度と買上点数あるいは客単価を上げること』を目的に導入されたもので、単純な値引きとは一線を画すものであった。ところが、ポイント利用者にとってより使い勝手の良いポイントサービスとする一つの方向性として、他店舗、異業種間で共通に付与、利用が出来る「共通ポイント」という仕組みが普及してきた。主要3「共通ポイント」サービスインフラには数千万人を超す利用者が登録され発行ポイント額も一兆円相当に上り、限りなく通貨としての特性を持ちつつある。

少額の値引きツールという性格が色濃く出れば、利用者にとって、ある種の使い勝手は確かに向上するが、自店舗・自事業に対する顧客の心理的な満足を得、上得意を確保していくと言う目的達成には、かならずしも適合しているとは言えなくなる。ICT (Information Communication Technology) の進展により、ポイントサービスシステムは電子化・ネットワーク化され、古典的な「おまけ」という特性にマーケティングツールあるいは、顧客の総合的な消費行動を蓄積するマーケティングビックデータという特性が本質になりつつある。しかしながら、今後、消費者の関心と支持を心理的に得続け、ポイント付与側の店舗事業者にとってもメリットの高いポイントサービスには新たな展開が必要となるだろう。これらの方向性に就いて考える。

1. はじめに

このエッセイでは、実生活の中に深く浸透しているマーケティング手法の一つであるポイントサービスシステムの今日の変化である共通ポイント化という現象を捉え、現状を概観の上、今後のポイントサービスシステムがどの様に変化していくかに就いて考えて行きたい。

2. ポイントサービスシステム

ポイントサービスシステムとは小売店舗側の『顧客の利用頻度と買上点数あるいは客単価を上げること』^{注1)}を目的に、顧客に対して

- ① ポイントをためる楽しさ
- ② ポイントを使う効用

を提供しようというものである。

単なる値引きや通常の商品をおまけに付けるのではなく、心理的に別物である仕組みを上手く導入して上顧客を増やすことを狙っている。³⁾

ポイントサービスの最も基本的な形態は、提供者と利用者2者間で成立するもので、例えば町のクリーニング店や洋菓子店等が簡単な紙製カードに一定取引毎にスタンプを手押して、x xポイント貯まれば、ワイシャツのクリーニングを無料にします等という形式のものが挙げられる。当該サービスの提供者である店舗は自店舗の販売商品や提供サービスを中心にポイントが使える特典を設計することになる。

少し、組織的に実施するポイントサービスとしてはポイント発行主体と店舗、利用者の少なくとも3者間で成立するもので、原初的なものとして近所の商店会組合等が発行する証紙を各商店・店舗が商品や

サービスの代金に応じて顧客に「おまけ」として発行し、顧客は1枚、2枚と台紙に張り付け、その台紙の冊数に応じて特典となる商品等に交換するというシンプルな仕組みで、商店会全体の販売促進に利用されてきた。

このケースとしては、グリーンスタンプや、ブルーチップ等1960年代から始められた歴史あるマーケティングインフラを使う場合も含まれる。^{注2}

店舗側は顧客の購入代金に比例して一定数量のこれらグリーンスタンプやブルーチップ等の全国的に共通化された証紙をおまけとして顧客に提供し、顧客はこのスタンプをコツコツと貯めて、一定数量になればマーケティングインフラ側から提供されるカタログに記載の特典商品とそれぞれ指定のポイント数で交換出来るというものである。

この場合、確かに完全に第三者であるマーケティング会社のインフラを使っているが、1960年代当時としては電子化以前の形態であり、個人の顧客情報と連携したりすることは連携は望むべくもなかった。

3. ICTの導入と「共通ポイント」の登場

手押しスタンプや証紙貼付では物理的な限界や関連する情報との連携が困難であったため、その管理の限界から、ポイントは「おまけ」としての域を出ていなかったが、ICTの進展とインターネットの一般化に伴う電子商取引EC（Electric Commerce）の普及によって電子的にポイントが管理されそのポイントに紐づく顧客の属性と消費行動自体が比較的容易に補足出来るようになると、ポイントサービスシステムには販売促進としての「おまけ」や実体としての値引き以上に顧客管理を基本としたマーケティングツールという側面が強く意識されることになる。

これらICT化と顧客情報との密な連携を行ったポイントサービスの例として、アメリカン航空によるフリークエント・フライヤーズ・プログラム、AAdvantage（1981）（所謂マイレージプログラム）の成功や、日本ではヨドバシカメラのポイント導入（1989）による顧客の管理と実質値引き、また、ECとしての楽天等におけるポイントサービスの成功が挙げられる。これらのサービスは一つの会社とその商品やサービスの提供範囲内でのポイント付与とポイントに応じた特典提供を実施するという活動が基本であったが、その後、強力な航空会社のマイレージプログラムにぶら下がる形で、様々な業界がマイルというポイントを提携して発行することで顧客を誘引するなどのサービスが発生し、さらに、原則個別一社に限ったサービスという「特性」を越え、より顧客にとって使い勝手のいいポイントサービスを提供するという名のもとに、業種を超えた多数の企業間でのポイント発効と特典還元が相互可能なシステムとして「共通ポイント」サービスが登場するに至った。

4. 主な共通ポイントサービスとその現状

次に、現在の3大共通ポイントサービスを見てみる。

	名称	会員数	提携企業数・店舗数
1	Tポイント	： 5,667万人、	131社、45万店
2	P o n t a	： 7,343万人、	81社、14万店
3	楽天スーパー ポイント	： 10,327万人、	52万店

出典 経済産業省、2016年¹⁾

ここに挙げた3つのポイントサービス会社はそれぞれ異なった歴史を持つが、何れも数千万人以上の会員数を誇り、多くの提携企業・店舗数を組織化しているものである。日本国民の半数以上がこの3つのポイントカードを持っていてもおかしくない状況を作っている。

4. 1 Tポイント

カルチャー・コンビニエンス・クラブ（CCC）とそのグループ企業が運営するポイントカードサービス。元々同社傘下のレンタルビデオ店「TSUTAYA」の会員証で、当にレンタルビデオサービスの顧客を囲い込むことを目的としたポイントサービスに過ぎなかったものが、2003年、異業種での利用金額に応じてポイントが貯められる

「共通ポイント」サービスに踏み出し、提携企業を増やしつつリアル店舗でのポイント発効の拡大を進める一方、2012年にYahoo!ポイントと統合してネット空間と実店舗空間での送客を目的とした

O2O (Online to Offline)を実現する体制を確立した。現在、国内最大級の提携企業数を誇る「共通ポイント」プラットフォームとなっている。

4. 2 Ponta

三菱商事系の株式会社ロイヤリティマーケティングが運営する「共通ポイント」サービス。2010年に設立、三菱商事関連のローソン、昭和シェル石油、ビデオレンタルのゲオがそれぞれのポイントサービスを移行する形でサービスに合流した。2016年2月リクルートポイントを統合し規模の拡大を進めている。三菱商事系の出自からマーケティングインフラを意識した事業といえる。

4. 3 楽天スーパーポイント

インターネット上のECサイトである楽天市場のポイントサービスが源流。元々ネット上の自社サイト向けサービスであったが**O2O(Online to Offline)**戦略として2014年に「Rポイントカード」を発行してリアル店舗でも利用できるようにした。

これらの3種類の「共通ポイント」サービスが現在の、まずは主なサービスとなるが、通信系、流通系、交通系の各ポイントサービスがその提携範囲を拡大、あるいは系列会社が個別に運用しているポイントサービスを統合化することで「共通ポイント」サービスとしての魅力を強化している。⁴⁾⁵⁾

これらの「共通ポイント」サービスにおいては、当然ながら各小売店と顧客をつなぐだけでなく、今紹介した3つのようなポイントを発行する「共通ポイントインフラ提供者」が、ポイントを提供することで収益を得るモデルとして、これらの「共通ポイントインフラ提供者」は、小売事業者というポイント付与者と消費者というポイント利用者の2者と関係することになる。その関係については、ポイントインフラ提供者と小売事業者との契約関係は相対である為、詳細な条件は不明であるが、比較的小規模な町の店舗への共通ポイントインフラ提供者が提示する契約条件がWeb上で公開されている。楽天ポイントのWeb頁によれば

- ・店は1ポイントを客に付与するには1ポイントを1円でインフラ提供者から購入する
- ・店は1ポイントをインフラ提供者から購入するとき、上述の1円のポイント代金とは別に2円のシステム使用料を支払う
- ・店は1ポイントを1円として客が支払いに利用した時はそのまま店が客に付与するポイントとして再利用出来、余剰分はインフラ提供者と1円で決済できるという条件が示されている。^{注3}

なお、実運用に必要な端末装置等はインフラ提供者から別途レンタルされることになっている。

ここでは楽天ポイントを例に挙げたが、他のポイントサービスもおおむね仕組みとしては変わらないと考えられる。ここで、小売事業者側としては、1ポイントを発行するのに3円前後の費用が発生しているということになる。これは、顧客や小売事業者にとって、1ポイントが1円以上の価値を持つという認識がなければ直接的な経済合理性は認識できないことになる。

次章において、顧客や小売事業者にとってのポイントをめぐる「価値の認識」について検討する。

5 共通ポイントをめぐる「価値の認識」

(1) 顧客にとっての価値の認識

顧客にとっては、ポイントの価値は明示的にほぼ1円の価値と認識できると思われる。

従来なら、自らが当該の店を最良にするある種の心理的満足を含めて上顧客になることと引き換えにポイントの便益を享受していたが、現在発行されているような、たとえば電力会社、コンビニ、スーパー、百貨店、ガソリンスタンド、新聞、書店、銀行等々にまたがる共通ポイントであるTポイントを例にとると、これらの蒐集ということの主眼にして生活の導線を組み立てることが可能となり、基本として、蒐集したポイントは1ポイント1円として、提携企業の支払いにその場で充当することが出来る。(ポイント発行のみの提携企業もある)ということで、顧客はポイント付与により現金値引きを受けたに等しい状況が生まれることで、「共通ポイント」化はポイントブランドへの恭順であり、個別店舗への最良意識は低下せざるを得ないた

め、当該の店を最良にするある種の心理的満足はうすれ、むしろ限りなく「現金値引きを受けている」という感覚に近くなっている。

つまり、小売事業者としてはポイントサービスを売上増、上顧客確保の手段として、現金値引きとは一線を画して導入してきたのだが、共通ポイント化することで、顧客にとっては限りなく現金化していく状況となっている。現金値引きとポイント還元の持つ質的、あるいは経済的な差異は以前より指摘されているが、現在の多くの共通ポイントはポイント付与者がその売上(例えば100円や200円)に対して1ポイントを顧客に提供し、顧客はそのポイントを価値1円として利用出来るという状況から、もはや顧客にとっては1ポイント1円の値引きを直接受けていることと等しい感覚が生まれていると言える。²⁾

そして、ポイントの便益と引き換えに顧客が提供しているものについても、従来であれば「上顧客になること」であったが、共通ポイントにおいては自らの消費行動情報と引き換えにポイントの便益を得ていると考えることが出来る。

現在、日本は極めて厳しい個人情報保護意識が示される社会に成っているものの、ことポイントサービスシステムへの加入状況をみると自らの消費行動履歴の掌握に関しては極めて寛容であり、消費行動履歴情報を「価値が高い」とみなしていないと思われる。その結果、Web上に記載されているポイントサービスの利用規約を精査せずにポイントカードを作る消費者の比率は決して低くはないと類推できる。

結局のところ、顧客にとっての共通ポイントの「価値」とは、自らの消費行動情報の現金化による「お得感」と心理的な蒐集の「満足感」ということになるのかもしれない。

(2) 小売事業者にとっての共通ポイントの「価値の認識」

一方、小売事業者にとって、わざわざ3円程度の費用を出して1円の共通ポイントを発行するということは、少なくとも「1円の現金値引きより共通ポイント1ポイントの方が大きい」という価値の認識をしているということになる。

従来であれば、たとえば電気量販店に於いては旧来よりポイント還元か現金値引きかという販促手法に於ける理念の差が宣伝ポイントにも成っていたように、「まずは売り上げが建つ」ということと、同額の現金値引きよりも値引き率が低いという性質により、(たとえば、20%のポイント還元は16.7%の現金値引きに相当)店側にとって便利な顧客への訴求方法として利用されていた。しかしながら、仮に「共通ポイント」を採用すると、1ポイントは1円の価値として処理されるうえ、自分が発行したポイントを他店で使われれば、ポイントが自店に還流することも確かには期待できないので、1ポイントを提供することは1円を値引きすることと限りなく近くなる。

そして店舗側にとっての効用は、値引き以外のものとしてはポイントサービスを経由することで得られる「マーケティング情報」ということになる。しかし、店舗にとっても、それらの情報を生かすには別の要素が必要となってくるのである。

次章においては、今までの事象から明らかになった「共通ポイント」の従来ポイントとは異なる特徴について検討する。

6 共通ポイント化はポイントの「通貨」化か？

まず一つ目の共通ポイントの特徴として、これらの共通ポイントが流通範囲を広げることで「通貨に近いものとなっている。」という特徴があげられる。

共通ポイントは通常貨幣の持つ機能として挙げられる次の4機能要件を、制限はあるものの、具備している。

支払：支払い受付提携企業では、店頭で1ポイント1円として、代金支払いに充当出来る

交換：ポイントを提供する企業の商品やサービスにかかわらず、他の提携企業が提供する各種特典と交換出来る。加えて、提携する他のポイントシステムへのポイント交換や電子マネーへの充当が可能になっている。

貯蔵：ポイントの有効期限には無期限のもと期限のあるものがあるが、共通ポイントサービスインフラ提供企業の信用力により担保されている。

価値尺度：現金との交換比率が一応明示されていることに加え、ポイントでの表記による特典価値の尺度としても利用される。

以上の点から、少なくとも共通ポイントはある程度「通貨化」しているといえる。通貨がその流通範囲によって、ある種の「経済圏」を構成するように、共通ポイントもその流通範囲によってある種の「経済圏」を構成すると思われる。次章では、共通ポイントによるブロック経済圏について検討する。

7. ポイントによるブロック経済圏としての性格

2つ目の共通ポイントの特徴としては、共通ポイントが囲い込みの効果によって「ブロック経済圏」を構築しているという特徴である。

「共通ポイント」インフラ提供企業は、顧客の全生活導線にわたり自らのポイントが付与される店舗を配置することが、顧客が提供する消費行動情報の精度を高め、包括的に消費行動を確認出来るデータを

蓄積する為にも必要な行動になる。したがって、初期の段階ではより幅広い業態に、1業種、1企業体を配置する形で展開を考えることが自然な発想となる。例えばコンビニエンスストアやコーヒーハウスの全国チェーンに於けるポイントサービスの状況を見てみる。（2017年5月時点）

コンビニ：	「共通ポイント」	その他
①セブンイレブン	—	nanaco（自グループ）
②ファミリーマート	Tーポイント	
④ローソン	Ponta	
⑤サークルKサンクス	楽天スーパーポイント	

※ファミリーマートによる事業吸収合併と今後の屋号廃止に伴い、2017年9月30日で楽天スーパーポイントの取り扱いを終了し、Tーポイントサービスのみの提供となる。

コーヒーハウス：	「共通ポイント」	その他
① スターバックス	—	自社システム
② ドトール	Tーポイント	
③ プロント	楽天スーパーポイント	

同業種では採用する共通ポイントが異なっており、ポイント付与する店舗・企業としては共通ポイントによるブロック経済圏化が顧客の

囲い込みになるとの発想から、競合他者が新たに自社採用の共通ポイントに参加することを積極的には望まないという見方が出来る。

ところが、よりドライに「共通ポイント」を値引きの便法と考えるなら、逆に主だった「共通ポイント」から顧客が望むものを選択できるようにすることが、確実に顧客の使い勝手の向上につながり、顧客からの支持が得やすいと考えるところも出てくる。事実、東京電力はTーポイントとPontaの何れかを顧客が選択出来る様に成っている。これは、個別のポイント経済圏に属することによる顧客囲い込み目的よりも、より純粹に値引き便法としてポイントサービスシステムを捉えていることになる。

理想的なポイントサービスの形態としては、やはりエアラインが導入しているフリークエント・フライヤーズ・プログラムを挙げておきたい。主たる特典は自社の持つサービスである座席であり、座席クラスである。空席になれば、経費はかかるが空気を運ぶということになる。それが嫌で単純な値引きをすれば売上高の減少に苦しむことになり、ハイクラス席の値引きは高い料金を払っていただけの上得意の信頼を失う。これらを確実に回避出来る合理化の為の理屈付けがマイルというポイントの付与とその行使による特典無料航空券でありアップグレードであった。要するに概念的には経費を掛けずに顧客が満足を得ることの出来るシステムだったわけである。つまり、共通ポイントを「値引きの便法」として利用すればするほど、ブロック経済圏の「囲い込み」の効果がなくなるということになる。

そして、これまで見てきた共通ポイント化の流れから考えると、「共通ポイント」化は結局限りなく通貨化を進めるものに成らざるを得ないと思われる。結果として、ポイント付与者にとっては、囲い込みではなく値引きの便法になり、ポイントインフラ提供者にとって本

当に価値のあるものも、「囲い込み」ではなく顧客の消費行動データベースになる。

8. これからの「共通ポイント」サービスの可能性

顧客にとっての使い勝手向上という名目以外にも、①ポイントサービス運営システムの維持管理費用に係る規模の経済、②ポイント付与に係る経理上の処理の課題（単純にマーケティング費用として当期処理出来る「共通ポイント」インフラの利用は簡便）等、ポイント付与側の仕組み上の事情もポイント付与する店舗・企業側が大規模化した主要な「共通ポイント」の利用を推し進める要因になる。

この様な、「共通ポイント」化は避けられない流れではあるが、この流れの突き詰める先が顧客にとっての、単なる値引きツールや通貨化であるなら、本来ポイントサービスが目指していた心理的に上顧客を獲得するという目的達成の為には新たな要素を加える必要があるし、検討の必要性がある課題である。

その変化を考えると、①交通系のポイントサービスが以前よりクレジットカードで実施している様な地域密着・独占型のポイントサービスの形態との相互乗り入れ。②「共通ポイント」インフラ提供者がより柔軟な情報システムを提供し、ポイント付与店舗・企業が独自に実施するポイントサービスを「共通ポイント」インフラの中のサブシステムとして取り込めるシステムの提供等、より柔軟なマーケティングインフラ提供に主眼を置いた変化が予想される。また、その意味でも行政が推進する「自治体ポイント」に対する取り組みには注意する必要がある。

航空会社が実施するフリークエント・フライヤーズ・プログラムの中には、ポイントであるマイルを提携する航空会社グループ内で相互

に獲得、使用出来るポイントと、自社の顧客クラスを選別する為に利用する自社便利用に応じたポイントとを分離して運用し、ポイントの提携航空会社間での汎用性の確保と、自社ブランドへのロイヤリティ計測を巧みに区分実施しているものがある。現代的なポイントサービスシステムが航空会社のフリークエント・フライヤーズ・プログラムにその起源を求めることができるなら、その変化の方向性がより汎用化されたポイントサービスインフラの将来を示唆するとも考えられる。

数千万の人が利用するポイントサービスは2015年の野村総研の推計では一兆円に及ぶと言われている。²⁾ 電子的な決済手段と並んで、ポイントサービスは消費活動の中で今後も決して無視できない存在であり続けると考えられる。

注

注1) <http://www.nippon-card.co.jp/service/top.html> 日本カード株式会社はポイントサービスシステムをソリューションとして提供する会社

注2) <http://www.greenstamp.co.jp> グリーンスタンプ株式会社
<http://www.bluechip.co.jp> ブルーチップ株式会社

注3) <https://pointcard.rakuten.co.jp/alliance/#contact> 楽天株式会社 最終閲覧日2017年5月8日

http://www.r-point-agency.com/entry/?scid=su_2312
楽天ポイントカードサービスへの加盟事務を代行するR Point Agency社 最終閲覧日2017年5月8日

参考文献

≪単行本、書籍≫

1) 経済産業省 商務流通保管グループ 『クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ 報告書』、経済産業省、2016年。

2) 本田元 「新技術で決済が変わる！ 図解カードビジネスの仕組み」、中央経済社、2013、p.240。

≪雑誌中の論文≫

3) 泉谷和昭 「ポイントサービスシステムと行動経済学」、『社会経営ジャーナル』、Vol 1, 2012年, pp. 2-11。

4) 「特集 新世代 共通ポイントが目指すもの」、『CardWave』 May-Jun, 2016年, pp. 6-15。

5) 「進化するポイント戦略」、『金融財政事情』 Vol. 66, 30, 2015年, pp. 10-33。

Key Word: Loyalty program, frequent flyer program

2. 企業を悩ます悪質クレームとどう向き合うか

—クレームが許容される「正当性の限界」—

森田 俊一郎

要旨

近年、消費者からのクレームは増加傾向にある。こうした中でクレームには、言いがかりや不当要求と言われる悪質クレームが少なくない。そこで本論は、悪質クレームの「正当性の限界」を探っていこうとするものである。

クレームが許容される「正当性の限界」は、悪質クレームに対する責任追及の面から、第一に「刑罰法規に抵触する場合」、第二に「他人の権利・利益を侵害した場合」、第三に「社会的相当性を逸脱した場合」、第四に「受忍限度を超えた場合」という四つに区分される。実際には、悪質クレームがこの四つの区分の中でも、特にどの部分に該当するか探るため、2010年に神戸地裁で判断された美容師クレーム事件と、2015年に東京地裁で判断されたセコムクレーム事件を取り上げ検討することとした。

本研究で明らかになったことは、顧客が企業側を脅迫して、当事者へ精神的苦痛をあたえる場合には、「他人の権利・利益を侵害した場合」に該当するという点である。中でも、特に重視したのは、顧客の要求やクレーム行為が「社会的相当性を逸脱した場合」と、「受忍限度を超えた場合」に該当する場合には違法となる点である。以上のことから、著者は、両者のうちでも特に悪質クレームに適用すべき基準は「社会的相当性を逸脱した場合」という基準であり、これが最も重要な「正当性の限界」を示すと考えた。

1 はじめに

最近では、顧客が会社の従業員に対して土下座を強要したとして逮捕起訴され有罪判決が下された。また、悪質クレームには、反社会的勢力（注1）が関係していることもある。悪質クレームが違法とされる要素は何か、という問題意識が本論の起点にある。研究の主たる目的は、悪質クレームの正当性の限界を探ることである。この限界を明らかにする過程で重要な問題提起をした。悪質クレームはお客様か、担当者の負担をどうするか、損害賠償との関係はどうかという点である。

以下、本論の概略を説明する。まず、正当性の限界は、悪質クレームに対する責任追及の面から第一に「刑罰法規に抵触した場合」、第二に「他人の権利・利益を侵害した場合」、第三に「社会的相当性を逸脱した場合」、第四に「受忍限度を超えた場合」という四つに区分できると考えた。そこで実際にはどの部分に該当するかを探るため、民事訴訟で争われた二つの興味深いクレーム訴訟を取り上げ比較検討した。

その結果明らかになったことは、顧客などの執拗な要求とクレーム行為について社会的相当性を逸脱し又は、受忍限度を超え違法と判断したことが確認された。また、四つに区分される正当性の限界についてどうかという点について明らかにする為、比較基準として①裁判所が注目した点は何か、②逸脱したところは何かを分析した。その結果、①については、執拗な苦情と不当なクレーム行為について注目し、顧客が脅迫して精神的苦痛をあたえたと判示した。②は、社会的相当性を逸脱し又は、受忍限度を超え違法と判断されたことが確認さ

れた。これは、部分的には「他人の権利・利益を侵害した場合」に該当したが、重要な点は「社会的相当性を逸脱した場合」と「受忍義務を超えた場合」に該当したことである。

著者は、悪質クレームに対して両者のどちらを適用すべきか考察した。その結果、「社会的相当性を逸脱した場合」が最も重要な要素であることが結論付けられた。

2 クレームと悪質クレームの意義と概念

2-1 クレームとは何か

クレーム (claim) とは、広辞苑によれば「売買契約で違約があった場合、相手に損害賠償を請求すること」と記載されている。また、苦情 (complaint) とは「自分が他から害を受けている状態に対する不平・不満の気持、またはそれを表した言葉」と説明されている (注2)。したがってクレームとは、法律的な損害賠償請求を内容としたものであり、苦情とは、企業などから受けた不満の表明であると解される。このようにクレームと苦情とは異なった概念である。筆者は、クレームとは、苦情すなわち企業などから受けた不満の表明であり、法律的な損害賠償請求を内容としたものを含むと解する。企業のクレームに対しては、顧客の信頼を得るために必要なものであるとして、ほとんどの企業では、お客様相談室や、コールセンター等の名称で専用の窓口を設置している。佐藤知恭 (2001) によれば「苦情・問い合わせによってもたらされた情報は、既に市場に出回っている製品の改良、あるいは、新製品の開発のためのアイデアを企業に提供してくれる」(p.191)と述べている。真摯にクレームに対応することが顧客拡大につながり、クレームは新商品のヒントとなるとして企業にとってプラスの面があることを説明している。

2-2 悪質クレームとはどのような意味か

悪質 (vicious) とは、日本語大辞典によれば「悪い性質。人間や物事の性質が悪いこと。またはそのさま」(注3)と説明されている。

悪質クレームについて特段決まった定義はない。佐藤孝幸 (2010) によれば「要求に正当な (法的) 根拠がない (要求が反社会性をもつ) こと、あるいは、要求自体には正当な根拠があるとしても要求内容が著しく過大あることをそのクレーマー自身が認識していながら執拗に要求行為を繰り返して会社から何らかの利益を得ようとする者です」(p.9)と述べている。筆者は、悪質クレームとは「執拗に電話を掛けるなどして不当に困惑させ又は、物品や金品等を不当に要求し、若しくは無理難題を突き付けるなどの不当行為」と定義づける。不当 (unjust) とは、法令用語辞典によれば「行為ないし状態が実質的に妥当性を欠くこと又は、適当でないこと。違法であることを要しない」(注4)と説明されている。

本論において筆者は、悪質クレームを主張する者を悪質クレーム申立者と称することとする。クレーマー (claimer) とは、広辞苑によれば、「企業に対して常習的に苦情を訴える人」(注5)と説明している。悪質クレーム申立者と、クレーマーは同一ではない。悪質クレームの定義で述べたとおり、悪質クレームの申立者は単なる常習的な苦情の訴え者ではなく、一般的には認められない不当なものだからである。

3 悪質クレームの分類と増加傾向

3-1 悪質クレームの分類

悪質クレームは、その形態を行為別に分類すると①威嚇的なもの、②因縁的なもの、③性格的なもの、④その他執拗的なものに分けられると考える。

①威嚇的なものとは、脅かす行為や、暴力をふるうことである。たとえば、窓口担当者に対して「忘れるな、商売ができないようにしてやるからな。」等と電話を掛ける行為である。また、担当者が申立者宅を訪れて説明しようとしたところいきなり「何を言っているんだ。」と怒鳴って灰皿を投げつける等の行為をすることである。

②因縁的なものとは、言いがかりをつけることである。たとえば、電話の配線工事のために申立者宅を訪れて作業を行った。数日後、「床が傷付いていた。その部屋の床すべてを新しく交換しろ。」等と要求することである。

③性格的なものとは、一般常識とかけ離れた行動をとることである。たとえば、自分は誰かに監視されていると被害妄想的な言動を繰り返す。または、自分は被害者だと勝手に決めつけ「うるさいから何とかしろ。」などと申立てることである。

④その他執拗的なものとは、迷惑行為を何度も繰り返すことである。たとえば、昼夜の別なく一方的に電話を掛けてきて自分の意見だけを言って電話を切ったりする行為である。

悪質クレーム申立者は、具体的な行為内容から前述の①から④の分類の一つに該当する場合と、複数に該当する場合がある。

3-2 悪質クレームの増加傾向

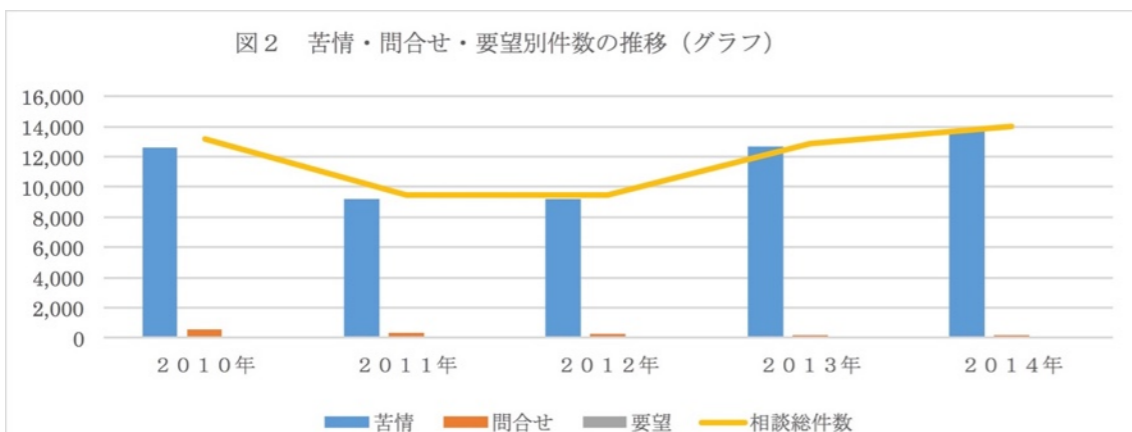
2010年度から2014年度まで、国民生活センター相談窓口寄せられた相談総件数と苦情件数をみると、2011年度は一旦減少したものの2012年度から増加している。2014年度は、相談総件数14,027件、そのうち苦情件数は13,831件、問合わせは187件であった。これは、近年の消費者相談は、単なる問合わせより圧倒的に苦情が多いことを示している。(注6) また、平成27年度消費者意識基本調査の結果を見ると、消費者被害に当たる経験が「ある」と答えた人の被害事例について、誰かに相談又は申し出を「した」と回答した事例は、51.7%、「誰もしていない」は、44.9%であった。相談申し出をした相手は、「商品やサービスの提供元であるメーカーなどの事業者」と、「商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店、代理店等」を合わせると79.3%である。(注7) このことから、消費者被害にあった人の約半数以上は、誰かに相談又は申し出をしており、苦情などの相手は、企業等が約80%とほとんどであることがわかる。

悪質クレームは、法的に何をもって悪質クレームというかがはっきりしていないため、悪質クレームに限定した国民生活センターや消費者庁等での統計は確認されていないが、前述の国民生活センターの相談窓口寄せられた消費者の苦情件数に比例して悪質クレームも増加していると考えられる。

図1 苦情・問合せ・要望別件数の推移

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
苦情	12,586	9,178	9,204	12,667	13,831
問合せ	592	308	244	189	187
要望	0	6	2	3	9
相談総件数	13,178	9,492	9,450	12,859	14,027

出所： 独立行政法人国民生活センター編 「消費者年報 2015」 p.65



出所：「消費者年報 2015」に基づき、筆者グラフ作成

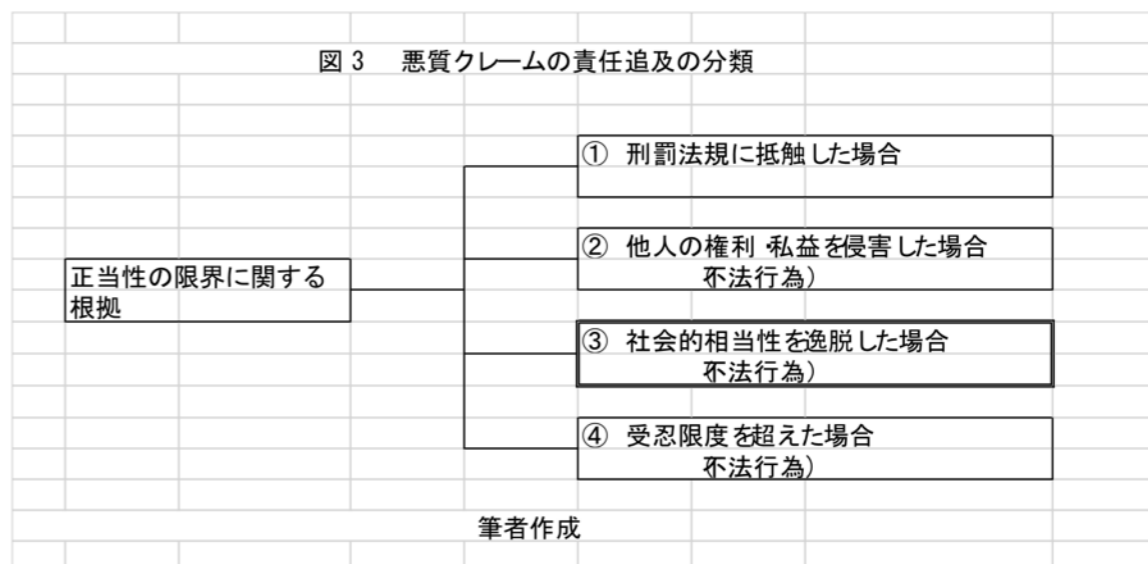
4 悪質クレームの正当性の限界

4-1 悪質クレームの責任追及の分類

本研究のキーワードである正当性の限界は、悪質クレーム申立者に対する責任追及をどのような要素から行うかという点である。悪質クレーム申立者に対する責任追及は、刑事責任と民事責任の二つに分類できる。前者は、暴行罪や脅迫罪などの犯罪構成要件に該当するとい

う「刑罰法規に抵触した場合」である。後者は、民法709条に規定する不法行為責任である。常松涼（2009）は「日本の法律制度で最も中心的なのが、民法709条による不法行為責任（民事責任）故意又は、過失によって他人の権利を侵害した者に課せられる損害賠償責任である」（p.2）と述べている。不法行為責任で適用されるのは同条に明記されている「他人の権利・利益を侵害した場合」である。また、行為の内容から判断される責任追及の要素には、「社会的相当性を逸脱した場合」と、「受忍限度を超えた場合」があると考えられる。したがって、悪質クレームの責任追及の分類は、①刑罰法規に抵触した場合、②他人の権利・利益を侵害した場合、③社会的相当性を逸脱した場合、④受忍限度を超えた場合の四つに区分できる。これは、悪質クレームが正当な行為であるかどうかの判断の根拠となる。

図3 悪質クレームの責任追及の分類



4-2 社会的相当性論

社会的相当性とは、法律用語辞典によれば「構成要件該当性又は、違法性の有無を判断する基準として主張されている概念である。歴史的に形成され国民共同体の秩序の枠にあって、それにより許容される行為は、構成要件に該当しないか、または違法性がないとされる」

(注8)と説明されている。例えば、ボクシングの試合で相手を攻撃する行為は、外見的には相手を殴るという行為であり暴行に当たると考えられるが、ボクシングは長い歴史の中で一定のルールのもとで行われ、社会的相当行為として認められたものである。したがって、暴行の違法性は阻却される。しかし、単に相手を傷つけるという目的でグローブの中に金属片を隠して殴る行為は、「社会的相当性を逸脱した場合」に該当し、違法となる。

社会的相当性の理論は、ドイツの法学者であるヴェルツェルによって1939年、刑法体系の研究において展開された。西山雅明

(1968)は、ヴェルツェルの社会的相当性の理論について、「共同社会生活がその歴史的に制約された秩序に従ってその時その時行われるような総ての活動であるとして、行為は社会的相当性を踰越してはじめて構成要件に該当すると主張した」(p.166)と述べている。三枝有

(1984)は、「ヴェルツェルは、許された危険の法理より、理論としての社会的相当性を行為価値的に発展させた。」(p.3)と述べている。この理論は、社会生活上常軌を逸した行為であり、そのまま放任し難い法益侵害であれば社会的相当性を逸脱したものとして違法となると解される。

ヴェルツェルの理論に対してシャッフスタインとヒルシュは、些細な行為を構成要件的可罰領域から排除するという社会的相当論の最も重要な機能を失わしめるものである等と批判している。わが国において

社会的相当性を論じているのは、藤木英雄教授と福田平教授等である。初期的には刑法の分野で研究された概念であるが、その後民事の分野でも社会的相当性の理論が研究されるようになった。近年は、医療行為の正当化原理としての根拠や裁判所の判断において注目されている理論である。

5 問題提起

5-1 悪質クレームの申立者はお客様か

この問題は、そもそも企業は悪質クレームの申立者をどのように意識するかということである。企業が悪質クレームの申立者を「お客様」であると意識した場合、担当者は、「お客様」には誠意をもって対応し、納得されるように努めなければならないと理解するであろう。しかし、横山雅文(2008)によれば「悪質クレーマーに対しては、お客様として対応するのではなく、法的な対応をとるべきなのです」(p.5)と述べ、紀藤正樹(2016)は「悪質クレーマーは、もはや客ではないので毅然とした対応がベスト」(P.19)と述べている。両者は、いずれも「お客様」として対応すべきではないと主張している。企業が常に消費者や顧客を対象としていることを考えればこのことは興味深い。著者は、この点について悪質クレームの申立者は、「お客様」としてではなく、単なる悪質クレームの申立者と意識すべきであると主張する。悪質クレームは、不当なものだからである。

5-2 担当者の負担をどうするか。

企業のクレーム担当者は、対応要領についてあらかじめ、研修等を受けているとはいえ、電話に出たとたん、いきなり怒鳴られたり、何度も名指しで電話がかかってきたりすると、悪質クレームのことが頭

から離れず、不安になって精神的に追い詰められてしまう。堀切忠和（2013）によれば「クレームの対応には多くの時間をとられるほか、怒りなどの他人の負の感情に長時間接するため、担当者の精神的負担は非常に大きい」（p.75）と述べている。企業は、担当者が精神的な負担となる前に、習熟した幹部に交代するなどの適切な措置をとることが必要である。企業経営者は、従業員に対して安全配慮義務を負っている。（注9）企業経営者は、悪質クレーム申立者が長期間にわたり従業員に与える精神的な苦痛を放置しておくことはできない。

5-3 損害賠償との関係はどうするか

悪質クレームの申立者は、たとえ自分に非があっても平然として企業から損害を受けたと主張し、損害賠償請求をちらつかせることがある。企業は、前提として顧客と企業との間の損害賠償について十分に理解しておくことが必要である。芥川基他（2001）によれば「損害賠償請求の根拠にはいろいろあるが、中心となるのは不法行為と債務不履行である」（p.11）と述べている。筆者は、それに加えて、製造物責任法を加えることとしたい。同法は、被害者保護を図る目的で制定されたものであり、欠陥を原因として原則的に製造業者に無過失責任を問うものだからである。近年の裁判例をみても損害賠償請求の根拠として製造物責任法が適用されることが多くなってきている。

損害賠償との関係は、申立内容の事実関係を把握したうえで、前述した不法行為などの法律について、成立要件（構成要件）を踏まえた法的検討をすることが重要である。

6 二つの事例と分析

6-1 事例研究の選定基準と分析基準

悪質クレーム申立者に対する責任追及を実際にはどのような要素から行っているかという事実を確認するため、事例研究を行うことにした。その選定基準は、本論のテーマに沿って

第一に、民事賠償請求事件であること

第二に、企業等に対する悪質クレームに関するものであること

第三に、判決内容が正当性について判断したこと

とした。この三つの選定基準を満たした裁判事例として取り上げたのが、神戸地裁（H22.10.7）が判断した「美容師クレーム事件」と、東京地裁（H27.12.17）が判断した「セコムクレーム事件」である。

6-2 美容師クレーム事件

平成20年12月、顧客A(女性)は、美容師Bが経営する美容院を客として訪れた。顧客Aは、カタログのデザインを見せてカットを申し込んだが、カタログ通りにならなかったとして強く苦情を述べ、美容契約上の債務不履行に基づく慰謝料等の支払いを求める訴え（本訴請求）を起こした。これに対し美容師Bは、イメージ通りの髪形にならなかったのは顧客Aが途中でデザインを変更したためであると事実関係を争うとともに、顧客Aの意を受けたC、Dから脅迫を受けたとして、顧客Aに対する不法行為に基づく慰謝料等の支払いを求める反訴を提起した。

第1審の神戸簡裁は、顧客Aの本訴請求を棄却し、美容師Bの反訴を一部容認した。

控訴審の神戸地裁は、美容院側に債務不履行はないと判断し、執拗に苦情を述べ高額な金員の要求をほのめかした行為が不法行為に当たるとして顧客Aに対して7万円の慰謝料の支払いを命じた。同地裁は、「控訴人（顧客A）の上記行為は、社会的相当性を逸脱しており、被控訴人（美容師B）を畏怖させるに十分なものである（注10）」と判示した。

6-3 セコムクレーム事件

平成12年6月ころから約13年間、セコム株式会社等（以下「セコム側A」という。）は、マンションの隣地に居住する隣人（以下「隣人B」という。）から執拗な電話などの不当な要求やクレームによって業務を妨害され、信用を毀損されたとして不法行為による損害賠償請求を提起した。

東京地裁（H27.12.17）は、隣人Bによる不法行為を認めて約247万円の損害賠償を命じた。同地裁は、「被告（隣人B）の各行為は、原告（セコム側A）に対する関係で一連の不法行為として全体として受忍限度を超え違法性を有する（注11）」と判示した。

6-4 二つの事件の分析

二つの事件について、第一に裁判所が注目したのは何か、第二に逸脱したところは何かという分析基準によって分析した結果、「美容師クレーム事件」は、裁判所が注目した点は、顧客Aが美容師Bを脅迫して精神的苦痛を与えたこと。さらに、社会的相当性を逸脱したことが明らかになった。「セコムクレーム事件」は、受忍限度を超えて違法と判断されたことが明らかになった。このことは、部分的には「他人の権利・利益を侵害した場合」に該当したが、重視したのは「社会

的相当性を逸脱した場合」と、「受忍限度を超えた場合」に該当したことである。

7 悪質クレームの責任追及に適用すべきもの

悪質クレームに対して、重視した両者のどちらを適用すべきか検討する。社会的相当性は、ヴェルツェルの理論からすれば、共同社会生活の秩序外の行為は違法と判断される。最高裁（H18.3.30）は、

「侵害の形態や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠いた場合は、違法」（注12）と判断している。すなわち、社会的相当性論からいえば、悪質クレームは、社会性生活の秩序から外れた行為または、社会的に容認されない行為として違法と説明される。社会的相当性を適用した「美容師クレーム事件」をみると、裁判では、顧客に原因があるにもかかわらず、強く苦情を述べるなどし、不当な要求をしたとして顧客の一連の行為を全体として違法と判断した。

これに対して、受忍義務論は、法律用語辞典によれば「公害問題に関する概念で、社会生活において、人が騒音、煙、振動等お互いに他人にかけている迷惑を社会的に認容すべき範囲をいう」（注13）と説明されている。受忍義務を超える侵害があれば違法と判断されるものである。受忍義務を適用した「セコムクレーム事件」をみると、判決で違法と判断したのは、セコム側が弁護士を通じて警告を発した平成13年以降のものであり、それ以前の不当なクレーム行為は含んでいない。受忍義務とは、その意味が我慢の限度ということからすれば、この含まれていない部分は、我慢しなければならないということになる。悪質クレームという不当な行為に対して受忍義務論をもって適用するには疑問があると考えられる。

悪質クレームは、不当なものであるという定義からすれば、不当な行為に対して我慢する義務を負うものではない。悪質クレームは、社会生活の秩序から外れた行為であって、社会的に容認されない行為とみるべきであると考え。したがって、著者は、悪質クレームには、社会的相当性論を適用した「社会的相当性を逸脱した場合」が重要であると主張する。

8 結論

最後に、本論をまとめたい。悪質クレームとどのように向き合うべきかという考えから取り組んだ本研究の目的は、悪質クレームの「正当性の限界」を探ることである。

まずは、問題提起した事項に対する説明である。第一の、悪質クレームの申立者は、「お客様」という点について、悪質クレームの申立者は、「お客様」ではなく単なる悪質クレーム申立者である。第二の、担当者の負担をどうするかという点は、担当者を孤立させず組織として取り組むべきである。第三の、損害賠償との関係は、具体的な事実行為を把握して不法行為責任など関係法律の成立要件により検討すべきである。

次に、重要な点を説明する。悪質クレームの責任追及の分類は、第一に「刑罰法規に抵触する場合」、第二に「他人の権利・利益を侵害した場合」、第三に「社会的相当性を逸脱した場合」、第四に「受忍限度を超えた場合」という四つである。本研究で明らかになったことは、部分的には顧客が脅迫して精神的苦痛を与えたとして「他人の権利・利益を侵害した場合」に該当したが、重視したのは「社会的相当性を逸脱した場合」と「受忍義務を超えた場合」に該当した点である。

結論として著者は、「社会的相当性を逸脱した場合」が特に重要であると主張する。悪質クレームは、不当なものであるという定義からすれば不当な行為に対して受忍義務を負うものではない。悪質クレームは、社会生活の秩序から外れた行為であって社会的に容認されない行為、即ち、社会的相当性を逸脱したものとみるべきであると考え。

注

(注1) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である。「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(H19.6.19) 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ 法務省

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html

(注2) 広辞苑(第6版) 岩波書房 2008年1月

(注3) 日本語大辞典(第2版) 小学館 2001年4月

(注4) 法令用語辞典〈第10次改定版〉学陽書房 2016年3月

(注5) 広辞苑(第6版) 岩波書房 2008年1月

(注6) 消費生活年報2015 独立行政法人国民生活センター編
国民センター相談窓口寄せられた消費生活相談 p.65

<http://www.kokusen.go.jp/nenpou/>

(注7) 平成28年6月9日付 消費者庁 「平成27年度消費者意識基本調査」の結果についてp.1

www.caa.go.jp/adjustments/pdf/160609_kekka.pdf

(注8) 法律用語辞典(第4版) 有斐閣 2012年6月

- (注9) 労働契約法第5条 (安全配慮義務) H20.3月施行
「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう必要な配慮をするものとする。」
- (注10) 美容師クレーム事件 判例時報 2119号 p.100
- (注11) セコムクレーム事件 平成26年(ワ)第15709号
東京地裁(H27,12.17) 判決文閲覧 H28.8.16
DI-Law.com 第一法規法情報データベース 判例ID29016075 p.4 https://hanrei.dl-law.com/dh_h/print?3
- (注12) 建築物撤去等請求事件 最高裁(H18.3.30) 民集第60巻3号 p.948
- (注13) 法律用語辞典(第4版) 有斐閣 2012年6月

参考文献

1. 芥川基他『損害賠償の法律全書』自由国民社 2001年12月
2. 紀藤正樹『理不尽な要求を黙らせるクレーム対応術』KK神宮館 2016年3月
3. 三枝 有「可罰的違法性論と社会的相当性論」『中京大学大学院生法学研究論集4 pp.1-21』1984年<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006200977>
4. 佐藤孝幸『クレーム対応処理完全実務マニュアル』日本法令 2010年5月
5. 佐藤知恭『体系:消費者対応企業戦略』デジタルパブリッシングサービス 2001年8月
6. 常松 淳『責任と社会』勁草書房 2009年10月
7. 西山雅明「社会的相当性の理論—ヴェルツェルをめぐって」『西南学院大学法学論集1(1) pp.165-216』1968年 3月,国立国会

図書館 遠隔複写2016.11.05 <http://id.ndl.go.jp/bib/904113>

8. 堀切忠和『教職員のための学校の危機管理とクレーム対応』日本加除出版 2013年7月
9. 横山雅文『プロ法律家のクレーマー対応術』PHP研究所 2008年5月

3. 栃木県内NPO法人の財務状況と活動の変質

土崎 雄祐

要旨

本稿では、一般公開されている活動計算書を用いて栃木県内NPO法人の財務実態を明らかにした。またこのことから、現行のNPO法人の活動において変質してきているものは何かという議論を試みた。栃木県においては、県土の周縁部に立地し、高齢化が急速に進む「課題先進地」と言える自治体では、人口1万人当たりのNPO法人数が多くなっている。活動分野の上位2つが「保健・医療・福祉」

「子どもの健全育成」であるのは、各種制度に基づく福祉事業との関連性の高さが推察される。その収入源をみると、「NPOらしい資金源」と言える会費や寄付の調達に注力しているNPO法人が少ないことが明らかになった。前者を調達していないのが3割弱、後者に至っては6割弱という結果である。一方、8割弱のNPO法人に何らかの事業収益があり、同時に経常収益の計と比較してわかるように収入源が事業収益に依存していることがわかった。

1. はじめに

近年、特定非営利活動法人（NPO法人）の活動内容が変質してきているのではないかと、という指摘が行われてきている。本研究では、栃木県内NPO法人の財務実態を明らかにすることによって、NPO法人がどのような変容を遂げているのかについて考えてみたい。

特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年に施行され間もなく20年が経過する。阪神・淡路大震災を契機として、草の根の市民団体に対して容易に法人格を付与することで、地域の活性化や課題解決を加

速させることを目指したものであった。現在、所轄庁（都道府県・政令指定都市）の認証を受けたNPO法人は5万を超え（注1）、これはコンビニエンスストア上位14チェーンの店舗数に匹敵する数（注2）である。

ところが、このような法人数の増加とは裏腹に、法人が抱える課題は山積している。2015年3月に内閣府が発表した『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』によると、法人の抱える課題として「人材の確保や教育」をあげる割合が7割を超え、最も高くなっている。次いで「収入源の多様化」「法人の事業運営力の向上」が高い割合を示している（注3）。割合に多少の違いはあれど課題として認識される事項に大きな変化は見られず、継続して財務状況の問題が大きな比重を占めていると推察される。

本稿では、日本においてNPOがどのように発展してきたかを整理し、そのうえで栃木県内NPO法人が所轄庁に提出した計算書類に記載されている内容に注目したい。NPO法人の財務実態を把握することで、本来地域の活性化や課題解決に資するためのNPO法人の変質の姿を明らかにし、その変質の原因について検討していく。

2. 日本におけるNPO法人の歴史と変質

ここでは、NPO法が成立する前後の歴史を概観していくが、注目したいのは当初の歴史に見られるような市民活動としての性格が変質してきている点である。

NPO法人の初期の性格は、新たな市民運動の広がりに見出せる。早瀬昇は1960年代の北爆への反対運動や公害被害者の救済に向けた運動、学生運動をボランティアによる社会活動の一つの形と指摘しているが（注4）、80年代に入り、こうした市民運動が転換し、新たな市

民活動の広がりを辻利夫は見出している。辻は、問題を行政・企業への異議申し立て・告発・糾弾・要求貫徹（給付請求）によって解決を図る市民運動に対し、コミュニティをベースに政策提言、公共サービスの提供・事業によって解決へと導く市民活動が広がると指摘した。1992年1月に行われた全国NGO連絡会「第2回全国NGOの集い 地球社会におけるNGOの役割と展望」では、NGOが政府から自立した社会的活動として活動・事業の強化を行うことによる発展を目指すことが確認され、同年10月に行われた第2回日本ネットワークス・フォーラムでは、老人給食の会ふきのとうが新たな制度や制度改善の提案・啓発だけでなく、老人・障がい者への配食・会食事業の必要性を提起した。さらに、1994年3月にNIRA総合研究開発機構が報告した「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」によると、環境問題や国際協力活動の分野で新たな展開が見られ、障がい者・高齢者福祉や子ども・子育て、女性、在日外国人等の分野では生活者（当事者）による市民活動が広がりを見せており、同時に複合的活動分野や事業活動団体、活動支援型活動の登場・増加があることを指摘している。こうした流れのなか、1994年11月にはシーズ・市民活動を支える制度をつくる会が設立し、市民活動の主体性・自主性を保証し、主務官庁の統制から自立した市民活動促進のための法人格であるNPO法立法に向けた市民社会サイドからの運動が加速していった（注5）。

他方、国会の動きに注目してみる。1993年8月、日本新党による「NPO議員立法タスクフォース」が発足し、翌94年10月には新党さきがけが「NPS研究会」を立ち上げた。自民党や社会党にも研究会があったとされている。1994年6月から98年6月までの自社さ連立政権においては、イデオロギーを異にする3党が統一して取り組む施策の一つとしてNPO法が位置づけられた。

そして、このような立法の動きに影響を与えたのが、災害時における現実の動きであり、この中で市民運動としてのNPO活動の変質が生じてきている。1995年1月、阪神・淡路大震災が発災した。この震災におけるボランティアの災害復興活動での活躍は言うまでもなく、後にこの年がボランティア元年とされた。2月には経済企画庁を事務局とする「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」、与党3党の「NPOプロジェクトチーム」、新進党の「NPOパートナーズ」が立て続けに発足した。このうち、省庁連絡会議が「ボランティア支援法」の制定に向けて主導権を握ろうとしたが、これに対して与党3党と新進党は議員立法による法の制定の検討作業を開始した。11月には省庁連絡会議の中間報告が発表見送りとなり、12月には新進党が法案を衆議院に提出、与党3党と第一次合意をした。翌96年2月に自民党が出した修正案に対して社民党・新党さきがけが反発を見せるも、衆議院解散・総選挙や民主党の結党を受けて自民党が社さに譲歩する形で9月に第二次合意がなされた。また、結党間もない民主党にも「NPO問題プロジェクトチーム」が発足した。10月からの与党3党協議を経て、12月には再び衆議院に法案が提出された。翌97年1月からは与党3党と民主党による修正協議が始まり、5月の共同修正確認書の調印を経て、6月に衆議院で市民活動促進法が賛成多数により可決された。

議論の場を参議院に移すことになったわけだが、当初は参議院自民党や平成会（参議院新進党と公明党）の保守勢力の抵抗を受けるものの、1997年12月には与党3党による修正合意にこぎつける。時を同じくして新進党の解党により政局が流動化するものの、翌98年2～3月には参議院労働・社会政策委員会で全党派による修正協議がなされた。そして3月、NPO法案が参議院を通過、衆議院でも可決され成立

することとなった。なお、翌99年8月には超党派のNPO議員連盟が発足し、今日に至るまで市民社会と連携しながら活動を継続して行っている（注6）。こうした紆余曲折を経て1998年12月に施行されたNPO法であるが、今日に至るまで幾度かの改正がなされている。

2002年12月（2003年5月施行）の改正では特定非営利分野の12から17への拡大や暴力団を排除するための措置の強化などが講じられた。

特に本研究で注目したいのは、NPO法人の財務へ影響を与えるいくつかの制度の成立である。2001年3月（同年10月施行）には税制の改正により認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）が創設され、NPO法策定時に「棚上げ」された税の優遇措置に関する法整備が行われることとなった。しかし、認定される（税の優遇措置を受け）ための要件が厳しすぎるという指摘がNPO側からあり、2003年4月に施行された税制で認定NPO法人制度が大幅拡充（要件の緩和）された。このほか認定NPO法人にかかわる細かな税制の改正は毎年のように行われた（2002、05、06、08、10年）が、2011年4月のNPO法の大幅改正（2012年4月施行）に伴い、認定NPO法人制度はNPO法に組み入れられることとなった。この大幅改正のポイントは、①NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、②制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し、③認定制度の見直し（注7）の3点で、具体的には所轄庁の変更、従来国税庁が行っていた認定事務の地方自治体実施（以上①に該当）、申請手続きの簡素化・柔軟化、収支計算書から活動計算書への変更による会計の明確化（以上②に該当）、認定基準の緩和とその効果の拡充（以上③に該当）である。2016年6月にも改正（2017年4月施行）が行われ、主なポイントとして認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮や内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大などが挙げられる（注8）。

3. NPO法人の変質と栃木県内NPO法人の財務実態

NPO法人の変質が見られ、この本質的な問題が、財務へ影響を与える点に典型的に現れているのを見ることができる。ここでは、事例として栃木県でのNPO法人活動の推移を見ておきたい。栃木県では、民主党政権下において、「新たな公の担い手支援事業」としてNPO等の活動基盤整備のための支援事業、寄附募集支援事業、融資利用の円滑化のための支援事業、新しい公共の場づくりのためのモデル事業、共通事務に関する事業が実施された。具体的には会計や融資に関する相談会やマネジメント強化のためのセミナー、県民協働推進のためのイベントなどである（注9）。これは、2009年に発足した民主党政権による「新しい公共」支援事業の影響である。時の首相である鳩山由紀夫は、政権交代後の所信表明演説のなかで「新しい公共」の表現を用い、翌10年には「新しい公共」円卓会議が設置されるとともに担当大臣が任命され、同年6月には「新しい公共宣言」がまとめられた。これを受けて2011年度から2年度分として総額87億5,000万円が全国の都道府県に配分され、地域の市民活動の活性化などを進める「新しい公共支援事業」が始まった（注10）。

自民党・公明党による政権に代わった2013年からは内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が主催する共助社会づくり懇談会が開催された。有識者による議論は8回にわたって行われ、15年3月には「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」と題した報告書が発行され、ソーシャルビジネスの自立と発展やコミュニティ財団・市民ファンドの機能強化の重要性が言及された（注11）。

(1) 調査方法

今回の調査対象を2015年4月30日現在、設立登記が完了し、栃木県内に主たる事務所を有するNPO法人のうち、事業年度が1年以上経過しているものとした。対象となるNPO法人の総数は550であった。このNPO法人550について、栃木県庁のWebサイトで公開されている以下の情報を収集し、分析を試みた。ここには、NPO法人の主たる事務所の所在市町村、活動分野、活動分野の選択個数、設立登記年などが含まれている。

これらの法人が所轄庁に提出した2013年度の事業報告書等（注12）のうち、内閣府「NPOホームページ」（注13）に掲載されたものを収集し、活動計算書における以下の項目の金額を集計し、財務実態を明らかにすることを試みた。第1に、経常収益（受取会費、受取寄付金、受取助成金等、事業収益、その他収益）、第2に、経常費用（人件費、その他経費などの事業費、管理費費）、第3に、経常収益と経常費用の差などが明らかになった。なお、上記項目は2010年7月20日に策定（2011年11月20日に一部改正）されたNPO法人会計基準（注14）によっている。

(2) 調査結果

栃木県庁のWebサイトや内閣府のポータルサイトで公開されているデータを収集し、単純集計を行ってきたが、それにより次の点が明らかになった。

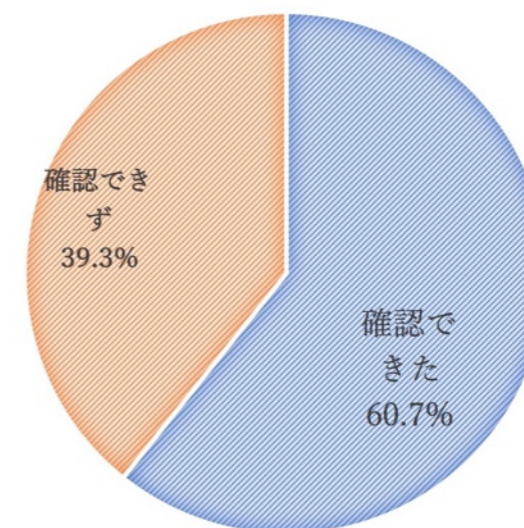


図1. 2013年度事業報告書等の確認状況（N=550）

第1に、義務付けられている事業報告書等の提出をしているNPO法人は約6割であった。内閣府の「NPO法人ポータルサイト」で2013年度の事業報告書等を確認できたのは60.7%であった。所轄庁に提出したすべての事業報告書等がリアルタイムで同サイトに掲載されるとは限らないのだが、法令を遵守しないNPO法人が少なからず存在していることがうかがい知れる（図1）。NPO法第43条1項において、事業報告書等の作成及び所轄庁への提出は、重要なNPO法人の責務であり、提出が3年以上にわたって行われなときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができることとされているが（注15）、栃木県においてはこれに基づく認証取消に至ったケースはない（注16）。また、当期の経常収益・経常費用のいずれも0円であり、前年度の活動実績がないと思われるNPO法人も9法人あった。

第2に、3割弱が会費を、6割弱が寄付を集めていないことが判明した（図2）。会費とはそれぞれの団体がもつ会員制度（メンバーシッ

プ)により、それらの会員から一定額を定期的に集めて得る収入である。用途が自由であるという大きな利点があり、NPOにおける「資金の王様」とも言われている。また、寄付とは団体の運営や活動を支えるために、拠出する人の判断で自由に額を決め、随時、贈与されることによって得る収入である。支援者の共感によって拠出される資金で、継続的なものから一時的なものまで多様である。会費や寄付などの支援性の強い財源は、事業収益や補助金や助成金に比べると小口のものが多く、集めるのも手間がかかるが、用途の自由度は高く、一定の規模で継続的に得られれば、安定的な資金源になりうる。人々の共感の塊でもあり、単なる資金の意味合いを超えた様々な人たちの思いや共感の結集とも言える(注17)。換言すると、これらは「NPOらしい資金源」であると言えるが、後述する事業収益に比べると調達に注力しているNPO法人は少ないのが現状である。NPO法人における会費・寄付は非課税であり(注18)、制度の優遇があるにもかかわらずこれらの調達が進んでいないのは栃木県内NPO法人における課題の一つである。

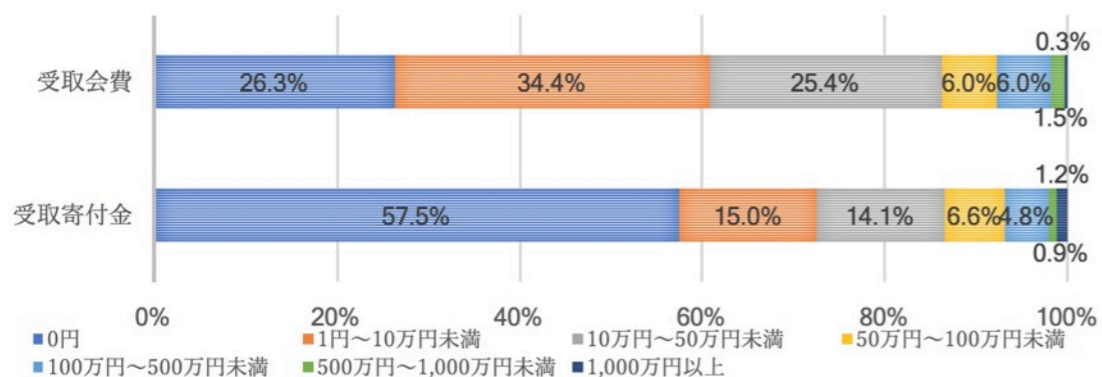


図2. 金額別の受取会費及び受取寄付金 (N=334)

第3に、8割弱が何らかの事業収益を得ていることがわかった。この事業収益で最も割合が高いのは「1,000万円~5,000万円未満」のNPO法人であった。これと経常収益の計を比較し、割合が最も高くなった金額帯(経常収益の計においては「1,000万円~5,000万円未満」)とその割合(事業収益は23.1%、経常収益の計は26.9%)、金額の平均(事業収益は15,298,741円、経常収益の計は19,075,058円)から総合するとそれぞれは近似していると言えることができる。すなわち、NPO法人の収入源が事業収益に依存していることがわかる。

これらの3点以外にも、栃木県の「課題先進地」には人口の割にNPO法人が多く所在しているという特徴があることがわかった。2016年9月1日現在の栃木県内市町村別人口(注19)と主たる事務所の所在市町村との比較から1万人当たりのNPO法人数を算出した。上位3自治体(1位那須町:1万人当たり8.90、2位茂木町:同8.52、3位日光市:同4.49)はいずれも県土の周縁部に立地する「課題先進地」と言えるところである。一例として2010年の高齢化率をみると、いずれも上位5自治体に入っている(注20)。NPO法施行後5年以内に立ち上げ、現在に至るまで活動している法人も散見される(那須町3、茂木町1、日光市6)ことも含め、高齢化が急激に進み、様々な課題が噴出する中で地域の課題にいち早く気付いた住民がNPO法人を組織し、課題解決のための事業を展開していることがわかる。

またさらに、「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」分野の法人が多いことが判明したが、これは福祉事業に関係したNPO法人が多いことを反映しているものと考えられる。NPO法人の活動分野上位2つ(1位保健・医療・福祉、2位子どもの健全育成)は各種制度に基づく福祉事業との関連性が高いと推察される。例えば、1998年に施行

された介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者は法人でなければならないが、資本を必要としないなどの点により、社会福祉法人や株式会社と比較するとNPO法人は容易に設立できる法人で、またNPO法と介護保険法の制定時期が近接していることから「介護保険事業を行うためにNPO法人格を取得する」というある種の流れができたものと思われる。また、「子どもの健全育成」にかかわることの一例として放課後児童健全育成事業が挙げられる。これは児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものである（注21）。この事業の運営団体の一つとしてNPO法人があり、自治体からの事業受託を機にNPO法人を設立したケースも散見される（注22）。

4. NPO法人の何が変質したのか

NPOらしい経営とは何か。その答えの一つは「仲間と一緒にやる」ことにある。これは単に事業を拡大し、従業員を増やし、大企業的な経営をするということではなく、自らが志向する課題に共感し、ともに汗を流す人、あるいは応援してくれる人を増やすという意味であることは言うまでもない。上述のとおり、制度的にもメンバーシップにより運営されている組織の会費は原則非課税である。また、NPO法人は10名以上の社員（正会員）でもって構成されると法律によって定められている（注23）。

同時に、外部者の巻き込みもNPOにとっては必要不可欠である。レスリー・R・クラッチフィールドとヘザー・マクラウド・グラントはNPOの成功のカギ（原文ママ）として外部の人を関係者として巻き込

むこと、ネットワークを育てることを挙げている（注24）。これもまた上述のとおり、認定NPO法人への寄付者は税制上の優遇措置を受けられることになっている。

内部者であれ外部者であれ、いずれにしても活動に共感する人を増やすことがNPOには欠かせない。こうした支援をどれだけ多く受け入れているかを測る尺度としてNPO法人が毎年所轄庁に提出する活動計算書の受取会費や受取寄付金の金額をとらえることができるが、現状は事業収益と比較すると見劣りしていると言わざるを得ない。企業には会費や寄付金という概念がそもそもないわけだが、現状を見る限りではNPOが「企業化」しているとでも言えよう。もちろん、金銭的尺度で測ることのできない支援の受け入れも考えられるが、NPO法人会計基準の評価益を活用した評価の仕組みも作られており、今後、支援の可視化は進展していくものと思われる。

NPOがNPOらしくあるためには事業収益だけでなく、会費や寄付金の調達にも注力しなければならない。これはNPO自身の自助努力は言うまでもないが、その活動を側面から支援する行政機関やNPO支援団体に求められることは何であろうか。その一つとして、こうした収入源の調達を専門的に担うファンドレイザー（注25）の養成や彼らと個別NPOとのマッチングが考えられる。「1. はじめに」で全国のNPO法人の7割が人材育成に課題意識を持っており、団体内部の人材をファンドレイザーとして育成することはもちろんのこと、外部者にファンドレイジング業務を委託したり、「伴走者」として支援したりできる人材を政策的に育成・派遣する仕組みを作ることは効果的ではなかろうか。また、年に1度、事業報告書等を受け取る所轄庁はNPO法人にとって最も身近な支援機関であり、助言をしたり最新情報を伝達したりすることも有効であり、行政の支援力の向上も必要である。

注

(注1) 2015年5月31日現在、特定非営利活動法人の認証数は50,169件。内閣府、「NPOホームページ」、<http://www.npo-homepage.go.jp/>、2015.6.24閲覧

(注2) 2015年3月末日現在、店舗数は51,139件。M. Higashide、「コンビニエンスストア（都道府県データランキング）」、<http://uub.jp/pdr/m/c.html>、2015.6.24閲覧

(注3) 内閣府、『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』、p.78、https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf、2016.12.15閲覧

(注4) 早瀬昇、「『ボランティア』の理解」、認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会編、『ボランティアコーディネーションカー市民の社会参加を支えるチカラ』、中央法規出版株式会社、2015.6.10、p.77

(注5) 辻利夫、「NPO法立法運動の背景（シーズ設立まで）」、認定特定非営利活動法人まちぽっと主催シンポジウム「NPOの持つ可能性と、現在の課題－NPO法制定時の議論を振り返り、今後のNPOセクターを考える」当日配付資料、2016.9.29実施、pp.3-6

(注6) 原田峻「市民・政党等で繰り広げたNPO法制定までのさまざまな議論と、その結論」、前掲資料、pp.7-10

(注7) このことにより、認定NPO法人は次の4つの「税制優遇」を享受できる。①個人寄付に対する寄付金控除、②法人寄付に対する損金算入限度額の拡大、③相続財産の寄付による相続税の非課税措置、④認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行

った際の減税措置（みなし寄付金制度）。特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、「認定とろう！NET」、<http://www.nintei-torou.net/>、2016.11.6閲覧

(注8) 内閣府、「NPOホームページ」、<https://www.npo-homepage.go.jp/>、2016.10.23閲覧

(注9) 栃木県、「新たな公の担い手支援事業」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/aratanaooyake.html>、2016.11.3閲覧

(注10) 内閣府、前掲Webサイト、2016.10.23閲覧

(注11) 内閣府、前掲Webサイト、2016.10.23閲覧

(注12) NPO法人は、毎事業年度初め3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないとNPO法第29条で定められている。提出書類は、①事業報告書等提出書、②事業報告書、③活動計算書、④貸借対照表、⑤財産目録、⑥年間役員名簿、⑦前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所または居所を記載した書面となっている。また、③及び④を合わせて計算書類という（栃木県県民生活部県民文化課編、『特定非営利活動促進法の手引き NPO法人編』、平成24年4月改訂版、2012.5、p.77。前掲書、p.85）。

(注13) <https://www.npo-homepage.go.jp/>

(注14) NPOの活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作る統一ルールとして作られたもの。この基準が策定された2010年7月20日付で、NPO法人会計基準協議会は統一した会計基準の必要性を次のように述べている。

NPO法人制度ができてから12年、認定NPO法人制度ができてから10年が経ちました。NPO法人の増加とともに、この制度も改正をされてきました。

その間、NPO法の趣旨である「NPO法人自らが十分な情報開示をすることで、市民がNPO法人を応援する」という仕組みが機能してきたとはいえません。その主たる要因は、NPO法人が所轄庁の例示した書式での最小限の報告にとどめてきたことではないでしょうか。とりわけ、会計報告に関しては、NPO法人の活動に適した会計基準が存在せず、各法人がそれぞれ自分で考えた方法によって会計書類を作成し所轄庁へ提出することで公表に代えてきました。

この結果、NPO法人の公表した会計書類は形式や内容がばらばらで、活動実態のつかみづらさがあり、また他のNPO法人との比較をすることを難しくするなど、数字の検証ができない現状を生み出しました。NPO法人の活動の実態が見えにくくなってしまいました。(中略) NPO法人の統一した会計報告のルール必要性を感じた全国のNPO支援センターが集まって、2009年3月にNPO法人会計基準協議会を結成し、NPO法人会計基準を策定することになりました(NPO法人会計基準協議会、「【みんなで使おう! NPO法人会計基準】」、<http://www.npokaikeikijun.jp/>、2016.11.24閲覧)。

また、2012年のNPO法改正において、それまで提出を求めている収支計算書を活動計算書に変更したが、これはNPO法もNPO法人会計基準に沿った形で改正し、会計基準と法律との整合性を図ろうとしたものである(NPO法人会計基準協議

会専門委員会監修、『NPO法人会計基準ハンドブック』、認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク、p.12、<http://www.npokaikeikijun.jp/wp-content/uploads/2012/02/handbook201202.pdf>、2016.11.26閲覧)。

(注15) 栃木県県民生活部県民文化課編、前掲書、p.54

(注16) 所轄庁が栃木県のNPO法人でこれまでに認証取消を受けたのは1法人(栃木県、「設立認証取消し法人(団体)一覧」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/co1/life/npo/npo/documents/torikeshihoujin.pdf>、2017.5.6閲覧)。

(注17) 水谷綾、「NPOをどう作るか～組織とその運営」、社会福祉法人大阪ボランティア協会編、『テキスト市民活動論－ボランティア・NPOの実践から学ぶ－』、2011.9.11、p.64

(注18) 国税庁はWebサイトにおいて、2016年4月1日現在法令等に基づき会費や入会金について次のように述べている。

その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません(国税庁タックスアンサー、「No.6467 会費や入会金の仕入税額控除」、<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6467.htm>、2016.12.8閲覧)。

また、寄付金も会費と同様、用途が明らかでない場合は課税されることはないとされている(協坂税務会計事務所、

「NPO会計道」、<http://blog.canpan.info/waki/archive/231>、2016.12.8閲覧）。

(注19) 栃木県、「住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/sonota/1184030337910.html>、2017.3.10閲覧

(注20) 茂木町31.9% (1位)、那須町28.3% (3位)、日光市27.6% (5位) (宇都宮大学、「とちぎ終章学センター」、<http://shusho.utsunomiya-u.ac.jp>、2016.11.18閲覧)。

(注21) 一般財団法人児童健全育成推進財団、「放課後児童クラブとは?」、<http://www.jidoukan.or.jp/what/support/afterschool-club.html>、2016.11.28閲覧

(注22) 例えば、栃木県小山市にある48の学童保育クラブのうち半数の24がNPO法人によって運営されている。ほかの運営団体は、社会福祉法人が2、学校法人が5、保護者会が17である(2016.4.1現在。小山市、「学童保育実施施設一覧」、<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisetsu/gakudo-hoiku/gakudouichiran.html>、2016.11.28閲覧)。

(注23) NPO法において、設立認証時に社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を所轄庁に提出しなければならないと規定されている(第10条3)。また、都道府県や指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書とあわせて上述の書面を所轄庁に提出しなければならないことになっている。

(注24) 以下を参照。レスリー・R・クラッチフィールド、ヘザー・マクラウド・グラント著、服部優子訳、『世界を変える偉大なNPOの条件—圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則—』、ダイヤモンド社、2012.7.12、pp.1-422

(注25) 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会では、社会課題を解決するために、続々と生まれる魅力あるNPO・社会起業家と、社会貢献に関心のある7割の日本人(2013内閣府調査)をつなぐパイプラインをファンドレイザーととらえ、2012年からファンドレイザーの資格認定を行っている。2016年11月までに50名の認定ファンドレイザー®が誕生している(特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、「『認定ファンドレイザー®』資格認定制度」、<http://jfra.jp/cfr>、2016.12.15閲覧)。

【参考文献】

1. 特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コモンズ、「2007年度茨城県内NPO財務データ」、『Our Decade ～わたしたちの10年～』、データ編、2010.3、pp.1-71
2. 栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室編、『栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査報告書』、2015.8、pp.1-123

【付記】

本稿は筆者が放送大学大学院文化科学研究科2016年度修士論文として執筆した「栃木県内NPO法人における財務実態に関する分析」

(2016年12月提出)を再構成・加筆・修正をしたものである。また、本稿の「3. 栃木県内NPO法人の財務実態」で取り上げた調査結

果については、拙稿、「栃木県内NPO法人の財務実態」、『宇都宮大学地域連携教育研究センター研究報告』、第24・25合併号、2017.3.31、pp.15-26（研究ノート、査読無）に詳しく掲載されている。

4. 家庭ごみはなぜ分別されるのか

—海津市の分別を巡って—

織田 祐子

要旨

岐阜県海津市では、「第1次海津市一般廃棄物処理基本計画」(平成19年3月策定)が平成28年度をもって満了し、次なる計画を策定しようとしている。ごみの分別収集においては、「生ごみの分別」を廃止するなど、新しいシステムに変更されることになっている。

放送大学教養学部卒業研究『家庭ごみはなぜ分別されるのか—海津市の場合を中心に—』において、海津市の家庭ごみの分別の変遷をたどり、究極の分別は「生ごみの分別」であると、結論付けた。なぜなら、それは、減量化と資源化、そしてごみ処理システム全体の改善を進めるからだ。では、効果的なごみ処理とはどのようなごみ処理だろうか。海津市平田地区の事例から、生ごみの分別の意義をもう一度確かめ、効果的な家庭ごみの処理と分別との関係について本論文では議論する。

本論文で注目した点は、(1)減量化、(2)資源化、そして(3)処理システムの改善である。分別の対象である「家庭ごみ」は多様化しており、その種類組成と成分を分析することによって、特性に合った分別と処理の方法を考察する。

第1に、分別による減量化として、指定袋による有料化を取り上げた。第2に、分別による資源化はどのように行われているかについては、排出時の分別数とリサイクル率の間の関係について考察した。第3の分別による処理システムの改善では、生ごみや、雑紙、容器包装プラスチックなどの分別について考察している。量の多いものを減量し再資源として利用し、住民が協力しやすい分別として実施することが重要である。したがって、家庭ごみの減量化と資源化という両輪を備えた分別による処理システムの改善が求められていると本論文では結論づけている。

1. はじめに

海津市では「第1次海津市一般廃棄物処理基本計画」(平成19年3月策定)が平成28年度をもって満了し、次なる目標に向かって「第2次海津市一般廃棄物処理基本計画」を策定しようとしている。前計画の評価は全体的に低く、リサイクル率41.5%という目標は遥かに下回り22.4%(平成27年度実績)という結果になった。新計画では今後の10年間の現状維持を掲げる予定である。さらに、ごみの分別収集においては、海津市平田地区で実施していた「生ごみの分別」を廃止し、全市でのビニ・プラ分別も廃止、一まとめに可燃ごみとして排出する(プラマーク付きのプラ容器は資源ごみとして回収)、という新しいシステムに変更される。

放送大学教養学部卒業研究『家庭ごみはなぜ分別されるのか—海津市の場合を中心に—』において、究極の分別は「生ごみの分別」であると、結論付けた。なぜなら、それは、減量化と資源化、そしてごみ処理システム全体の改善を進めるからである。

では、効果的なごみ処理とはどのようなごみ処理だろうか。「分別」とはどのような意味があるのだろうか。自治体と住民が取り組める課題は何かを見極める必要がある。平田地区の「生ごみの分別収集」は廃止されるが、「生ごみの分別」の意義をもう一度確かめ、効果的な家庭ごみの処理と分別との関係について議論する。

2. 分別に関する先行研究

「分別」に関する先行研究を分類すると、第1に分別による減量化、第2に分別による資源化、第3に分別による処理システムの改善の3つになる。

第1の「分別による減量化」に関して、関根美貴¹⁾が、「従量制

の徴収形態でのごみの手数料はかなり大きな減量の効果が認められる」ことを論じている。また、藪田雅弘・中村光毅²は有料化の効果について「初期効果」と「持続効果」に区分し、可燃、不燃などのより適切な分別によって一定部分が資源ごみとして排出する「分別効果」と「総ごみ量の純減の効果がある」ことを示している。（有料化と分別の関係については本稿「4. 分別による減量化—有料化の効果」にて後述。）

第2の「分別による資源化」については、土田・森口・橋本³は、可燃ごみからプラごみを分別しケミカルリサイクルしその他のごみだけを焼却すると、分別しないときより、自治体の処理費用は増加するが費用対効果は高くなると論じている。その効果のためには収集システムを効率化する必要があるが、資源ごみの再利用に当たって二酸化炭素の排出量は小さくなり環境負荷は軽減する。近年資源化のために分別数を増やす傾向が多く自治体に見られるが、実際にどのような効果が表れているのだろうか。

第3の「分別による処理システムの改善」について、札幌市環境局⁴では、可燃ごみの焼却を中心とした現処理システムに、生ごみのリサイクルシステムを導入することを想定し、生ごみを分別収集し堆肥化するモデルとメタン発酵化するモデル、そして焼却のみをするモデルを比較し、収集・処理・最終処分のシステム全体を経済性・エネルギー消費量・環境負荷(温室効果ガス排出量)の観点から調査研究している。適正に管理された大規模焼却施設によって分別しないで全焼却する発電の回収量は、生ごみリサイクルと焼却によるエネルギー及び温室効果ガスを合わせた回収量よりも多い結果となる。また、全焼却は売電収入が大きく、人件費が最小となるため、維持管理費も「焼却モデルが有利であ

る」ことを示した。札幌市環境局は、札幌市においては生ごみの分別が処理システム全体を改善しないことを結論している。

しかし、前出の土田らの研究では、プラ分別は効果的であった。処理システムが分別の効果に重大に関わっていることを示している。生ごみの分別やプラ容器の分別は個々の処理システムにどのような効果を与えるのだろうか。特に海津市においてはどうか。先行研究を踏まえて考察する。

3. 分別と家庭ごみ—家庭ごみとは何か

本研究の対象は、住民が直接関わる「家庭ごみ」である。海津市の現在の可燃ごみ(残念ながら事業ごみも含むデータしかない)の組成を調べると、「可燃ごみ」としてどのようなものを分別しているかがわかる。「図1 可燃ごみの種類組成」より、多い順に第1位が紙・布類48.2%、第2位がビニール・合成樹脂類24%、第3位が木、竹、わら類15%、第4位が厨芥類9.2%である。ただし、これは乾燥させた場合の重量の割合である。

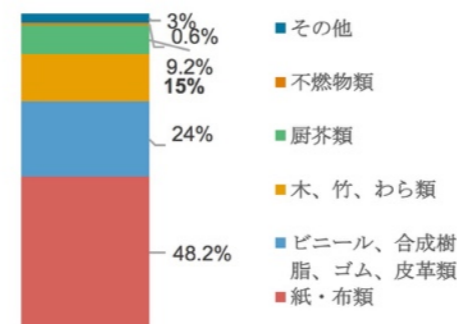


図1 可燃ごみの種類組成(乾物基準%)

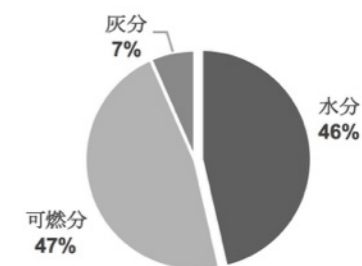


図2 ごみの3成分

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」平成27年度より筆者作成)

また、可燃ごみ全体を3成分で分析すると、水分が約46%、可燃分が約47%、灰分が7%である。ごみと言っても、水分が非常に多いことがわかる。焼却炉では余熱を利用してごみを乾燥させる装置が付いているが灯油を使う。このため水分が多いほど燃料が必要になり効率が悪い。

厨芥類(生ごみ)の中には、通常80%~90%の水分が含まれているという。生ごみの特性は、①可燃ごみの中で最も水分を含み、重量も重い。②分別しやすい。③水分を調整しやすい(水切りができる)。④自家処理ができる(コンポストなど)。⑤資源化(堆肥やメタン化)できる。などが考えられる。可燃ごみとして出されたごみは多様であるが、ビニール・プラスチック類は組成の種類が多く、近年、高機能化や複合化している。ごみの種類組成の特性に応じた分別は可能だろうか。

次章以降では、まず分別による減量化と資源化について述べる。次に、それらに共通する手段として、「生ごみ」と「雑紙と容器包装プラスチックなど」の分別について述べたのち、分別によるごみ処理システムの改善への寄与について述べる。

4. 分別による減量化—有料化の効果

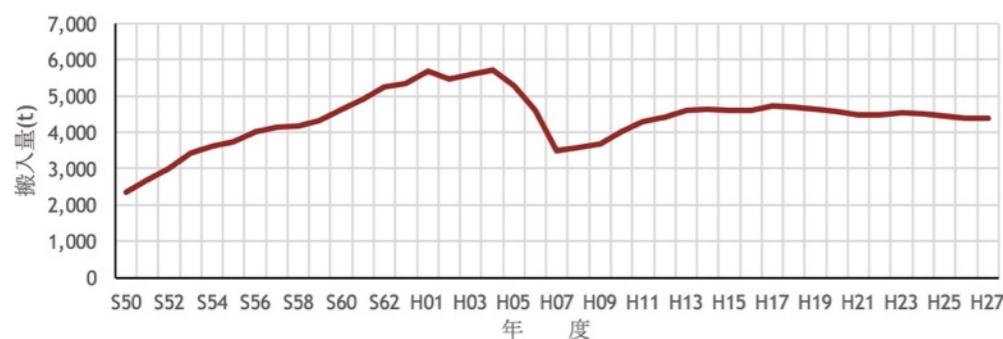


図3 海津市の可燃ごみ排出量の推移

(南濃清掃センター提供データより筆者作成)

平成の初め海津市の旧ごみ処理施設の処理能力と老朽化の危機によって、ごみを減量する必要に迫られる。ごみを減らすためには、3R(Reduce、Reuse、Recycle)が原則である。ごみの全排出量を減量するために、海津市では、平成7年にごみ処理の有料制を導入している。

家庭ごみの有料化については、明確な定義はなく、市町村の判断に任されている。一般的に行われるのが、「ごみ袋」を自治体の指定するものに制限し、設定した金額で購入することで市民がごみ処理手数料として支払う形式である。海津市でも、この「従量制手数料の徴収」を行っている。同時に行った補助制度は、子供会や学校などの集団回収を対象としたリサイクル奨励金、ごみステーション設置補助金、コンポスト設置補助金、ごみ焼却炉設置補助金である。全体的には、どの補助金も利用されていると思われる。

指定袋による有料制が減量化に効果的である理由は、第1に、透明で中のごみが見え、記名した袋は排出者に責任を持たせ、ごみの分別をより正確にさせる。第2に、有料という意識が節約のためにごみを減量する意識を働かせ、無料(指定袋がいない)の資源ごみを分別し排出するようになる。第3に、自家焼却(平成14年より禁止)などで家庭内の減量をし、排出を抑えらる。 「図3海津市の可燃ごみの排出量の推移」を見ていただくとわかるが、ピーク時の平成4年度の5,733tに対し平成7年度では3,288tである。減量率はおおよそ39%である。大きな効果があったと言える。これは藪田・中村の言う有料化の「初期効果」と考えられる。

平成29年の現在でも有料化を実施せず、ごみ減量の努力をしている自治体もあるが、ここでは有料化そのものの良し悪しではなく、その効果をいかに引き出すかを重視する。また、有料制が完全実施される

以前からごみ減量の広報活動や呼びかけによって、減量の効果が表れ始めている。ごみ増加に対する危機感から減量の意識が住民に広がったものと思われ、特筆すべきである。

しかしながら、せつかくの有料化の初期効果は、海津市全体のごみ排出量ではこの後次第に増え、平成13年度からは横ばいを続けている。上の図からは読み取れないが、市内3地区のうち2つの地区においては、およそ10年で最も多かった平成元年頃にリバウンドしている。有料制について再検討が必要である。

5. 分別による資源化—ごみ分別数は多いほどリサイクルに効果的か

海津市では、有料化に続いて、分別数を増やし、収集システムを変え、資源化することで、ごみ焼却量の減量化を図っている。海津市に限らず、ビン、缶のリサイクル活動はかなり以前から行われていたが、ペットボトル、発泡スチロール・トレーの分別収集も順次始まった。ビニール・プラスチック類に関しては、平成10年から分別して収集されているが、資源化はされず、現在も南濃清掃センターで焼却処理されている。

分別区分の変更によって、分別数が増えたが、市全体のごみ排出量は依然として横ばいしている。他の自治体でも、分別数を増やす傾向がある。しかし、分別数を増やすことは住民の負担を増やす上、自治体の経費も増える。ごみ分別数を増やすことは、本当に減量化や資源化に効果があるのだろうか。

本章では、収集の分別数の多さが、リサイクルに効果的かどうかを考察する。平成10年度から環境省では、一般廃棄物処理についての実態調査を行い、「ごみの分別の状況」において、分別数とその市町村数と1人1日当たり排出量(g/人日)などをまとめている。平成10年度

から12年度までは、分別数「11種類以上」が多数分別の区分であったが、平成13年度以降は、分別数「26種類以上」が多数分別の区分になり、全国的に分別数が増加している。しかし、ごみ総排出量を比較すると、収集時の分別数が多いほど、ごみの量が少なくなるということは一概には言えないのである。

次に、具体的な市町の実績を調査し比較する。リサイクル(資源化)の効果の目安をリサイクル率によって比較する。リサイクル率とは、次の式で求められている。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

岐阜県内では、90%の市町村が11種類以上に分別している。県内の3市と分別数が多く資源化に成功している福岡県大木町について、平成23年度に関して比較する。分別数は、瑞浪市が31、瑞穂市が8(平成23年は5分別)、海津市が10となっている。「表1分別数とごみ排出量及びリサイクル率」にまとめた。

ごみ処理施設としては、県内3市はガス化溶融炉を使用し、福岡県大木町はメタン発酵施設を持つ独特な施設である。海津市を基準に考察すると、瑞浪市は分別数が多く資源化したいという行政の計画が住民に理解されず、協力が得られていないために資源化物として収集されるものが少なく、リサイクル率は、低いと考えられる。瑞穂市では1人1日当たり排出量は海津市と近い値であるが、資源化量が少ないために、リサイクル率がやはり低くなっている。分別数が少ないために資源ごみの収集量が少ないということも考えられる。大木町は、およ

そ60%のリサイクル率である。ここでは分別数の多さが効果的に働いていることを明らかにしている。住民の意識と協力を十分に得ていると考えられる。リサイクル率の鍵は、ごみ総排出量(ごみの総処理量)と資源化量だと言える。このどちらにも寄与する「ごみ処理システムの改善」はどのようなものだろうか。

表 1 分別数とごみ排出量及びリサイクル率

	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ C
	瑞穂市	海津市	瑞浪市	大木町
分別特徴	少ない	やや多い	多い	多い
分別数	5	10	31	27
総人口(人)	50,609	36,869	39,028	14,614
ごみ総排出量(t)	14,361	9,782	14,821	3,346
1人1日当たり排出量(g/人日)	776	725	1,308	626
資源化量(t)	1,571	2,421	2,452	1,902
リサイクル率(%)	13%	25%	16%	60%

(環境省「平成23年度一般廃棄物処理実態調査結果」より筆者作成)

6. 分別による処理システムの改善①—生ごみの分別

家庭ごみの減量化と資源化に効果的な分別として、まず海津市の平田地区(旧平田町)で行ってきた「生ごみの分別収集」を挙げることができる。生ごみの分別収集を実施することで、可燃ごみの量を減らすためには、①生ごみを作らない、②生ごみを自家処理して収集ごみに出さない、③生ごみを収集ごみとして出すけれど水切りをよくする、という3つが考えられる。具体的な生ごみ減量の方法は最近ではインターネット上でも紹介されている。

海津市のごみ排出量を合併(平成17年)前の資料より3町に分けると、以下の「図4 海津郡3町の可燃ごみの総量の推移」のようになる。3町の人口は、平成8年の資料では、海津町15,215人、平田町8,863人、南濃町17,530人である。人口は徐々に減少しているがあまり変化がないものと見なす。平田町の人口は、他の2町の2分の1程度である。このグラフから、平成7年度の有料化でいったん減少したごみ量が、市全体では再び増加を始めたものの、平田町ではその後減少傾向に変わったことがわかる。平田町では、他の2町に比べて、有料化後の持続効果がうかがえる。それは、特筆すべき住民の意識の高さである。

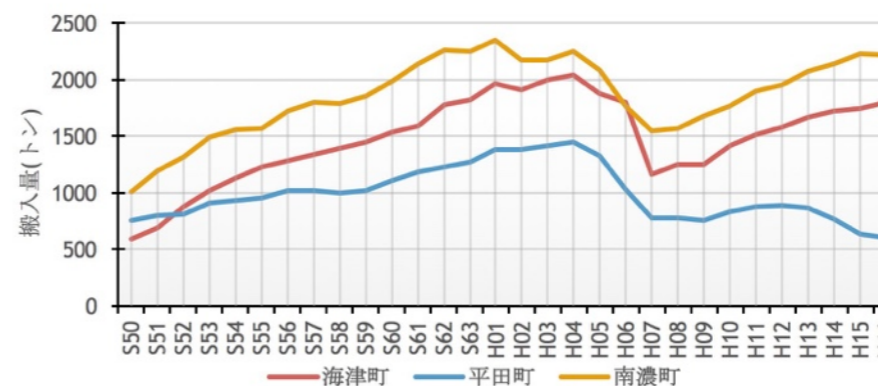


図 4 海津郡3町の可燃ごみの総量の推移

(南濃清掃センターの搬入量資料より筆者作成)

当時の3町の中で平田町の独自の施策として、平成15年4月1日より「可燃ごみ」の中の「生ごみ」を「その他の燃やせるごみ」と分けて収集する方法が開始される。この「生ごみの分別収集」によって、平田町では、前年度に比べて可燃ごみの総排出量の減量率はおおよそ27%であった。また、平成16年1月より、生ごみ堆肥化施設(能力は1t/日)が稼働している。生ごみ分別は、大きな減量効果と資源化そして焼却

を必要としない処理システムの改善という、役割を果たすことができる分別だと言える。「生ごみ」は資源であるが、有料ごみの扱いになっていたことは残念である。

生ごみの分別は、可燃ごみの中に水分の多い生ごみが入っていないので焼却の効率がよく、灯油の使用が少なくて済み、焼却炉の負担が削減される。また、焼却による有害なガスの排出を抑え、堆肥というリサイクルを行うので環境負荷が低い。先行研究の札幌市では、焼却分が電力として活用できるために、生ごみを含めた収集量の多い方が効果が高いが、海津市では焼却設備が小規模であることから、発電し利用することができない。したがって、海津市においては生ごみの分別は処理システムの改善であると言える。

5章で挙げた福岡県大木町でも、生ごみ分別収集を実施し、メタン発酵方式によって発電と有機液肥を製造するプロジェクトを展開している。平成17年度から21年度にかけて、可燃ごみの量は44%減少している。また、ごみの収集からメタン化施設を経て、資源物の供給先として、液肥は農地で利用し、地産地消のサイクルが完成しており、経済性も高い。分別による処理システムが生かされている。

海津市では、平成17年に合併した当時、平田町の堆肥化施設がまだ新しく、環境負荷が低いことから合併後も生ごみの分別収集は継続された。しかし合併後の海津市全体の生ごみを処理できるような設備ではなかったため、海津、南濃地区方面で同様の施設を作るよう検討されたが、設置場所の選定問題(臭い等)、厳しい財政事情による費用対効果の追求等を勘案された結果、見送られた(海津市環境課聞き取り)。さらに、施設の老朽化のために、平成28年度をもって海津市の生ごみの分別収集は打ち切らざるを得なくなった。堆肥化施設も、メ

タン化施設も、建設と維持の費用など経済的に難しい問題をもっている。

生ごみを分別収集することは、ごみ処理に効果的だが、広まっているとは言えない。生ごみのリサイクルは、堆肥化、メタン化などほかにもあるが、環境省の「生ごみリサイクル分別収集に関する調査」で、およそ37%の自治体は生ごみリサイクルを実施する可能性がないという回答である。そのうち、45%は現状処理(=焼却)で問題がないという。それは、ごみ量が少ない、施設が新しく性能が良い、最終処分場にも余裕があるという理由が考えられる。また、生ごみの運搬収集方法や事業費、堆肥の活用など処理システムの改善に課題が多いことも原因である。

7. 分別による処理システムの改善②—雑紙と容器包装プラスチックなどの分別

「生ごみ分別」は、減量化と資源化に効果があることがわかった。他のごみについてはどうだろうか。全ごみ量の中でも、紙類とプラスチック類が非常に多いのはどの自治体でも共通しているところだ。前出の札幌市では、「生ごみの分別」は実施していないが、「雑紙」と「容器包装プラスチック」を分別収集している。しかも、容包プラの排出の仕方がわかりやすく、使用済みの物は簡単に洗う程度でよいという。これなら市民も協力しやすいだろう。また、「枝・葉・草」も季節によって資源ごみとして収集している。その協力の結果が実を結びごみ排出量の減量とリサイクル率の向上につながっていると考えられる。多いものを分別することで効果が発揮されるのは、生ごみと同様である。

海津市では、焼却炉の老朽化問題から回避するために平成10年よりビニ・プラ分別を開始していたが、リサイクルはされていない。収集したものの状態が悪くリサイクルできないので大半は焼却されていた。そのため、ビニ・プラ分別は減量に結びつかず、リサイクル率も伸び悩んでいるものと考えられる。新しい分別収集として、「汚れない容器包装プラスチックのみ」を対象とし、わからないものはすべて可燃ごみとして排出することになった。リサイクルの工法に違いがあるのではないだろうか。効果的なごみ処理システムの改善になっているか検討される必要がある。

表 2 札幌市と海津市のごみ排出量とリサイクル率比較

年 度	札幌市			海津市		
	平成 16	平成 23	平成 26	平成 16	平成 23	平成 26
分別数	5	9	9	10	10	10
総人口(人)	1,868,289	1,904,615	1,941,078	40,572	36,869	35,206
ごみ総排出量(t)	906,371	679,271	655,386	8,550	9,782	10,156
1人1日当たり排出量(g/人日)	1,329	947	925	577	725	790
資源化量(t)	120,459	117,215	121,610	2,361	1,054	990
リサイクル率	13%	25%	27%	22%	25%	21%

(環境省「平成17, 24, 27年度一般廃棄物処理実態調査結果」より筆者作成)

8. 分別による処理システムの改善のまとめ

「生ごみの分別」や「雑紙や容器包装プラスチックなどの分別」が効果的であることは明らかになったが、実行できる受け皿が必要である。海津市のごみ焼却施設として、昭和49年(1974年)に旧施設「南濃清掃センター」が建設されている。ごみ排出量の増加に対して、焼却能力が追い付かず、老朽化の問題もあり、平成23年に新施設が建設された。「流動床式ガス化溶融炉」を持つ現施設では、燃え残った灰は溶融され、スラグにされる。スラグは資源として再利用されるた

め、リサイクル率にも貢献している。また併設されたリサイクルプラザでは、資源ごみを選別・処理し、資源化・減容化が可能である。しかし、リサイクルプラザはまだ十分に能力を發揮していない。容器包装プラスチックの中間処理ができ、剪定枝の処理など、ほかにもまだ利用できる。問題点を明確にしていく必要がある。

ごみの総排出量を減らす減量化のためには、家庭からのごみの排出を抑えるとともに、資源化のシステムが整っていることが重要になる。先行研究では、費用対効果を中心に論じられているものが多いが、分別の数を増やすことよりも、住民が協力しやすい分別を行うことで、ごみ処理施設を拠点とした処理システム全体を改善しなければならない。

9. おわりに

家庭ごみの処理に関しては、第一に減量である。しかし、ごみは多様化しており、その種類組成と成分を分析することから、特性に合った分別と処理の方法を考えて行くべきである。この家庭ごみの分別を巡って、海津市の家庭ごみの減量化と資源化、及びごみ処理システムの改善について考察した。

分別による減量化の方法として、有料化は確実に効果があった。指定袋を用いる有料制は、有料ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の排出を抑え、無料ごみである資源ごみへの分別やごみの排出そのものを抑える機能も果たすものと考えられる。しかし、多くの自治体と同様に、海津市の場合においてもリバウンドが表れた。リバウンドせず持続効果があったのは次の施策として「生ごみの分別」を実施した地区である。

また、分別による資源化は、限りある資源を有効利用するために必要である。海津市に限らず他の自治体でも分別数を増やす傾向がある

が、収集時の分別数とリサイクル率の間に決定的な関係はない。住民が協力しやすく効果的な資源化のシステムが整っていることが重要になる。

効果的な分別とは、生ごみや、雑紙、容器包装プラスチックなど、量の多いものを住民が協力しやすい形で分別を実施することである。これらの分別を実施することで減量化と資源化の両方の効果が得られる。しかし、リサイクルは、環境負荷は低いが、費用がかかり、その後の利用も問題を含んでいる。したがって、家庭ごみの減量化と資源化という両輪を備えたごみ処理システムへの改善がさらに求められていると結論する。

ごみ処理は身近な問題だけにシンプルに片づけたいが、非常に複雑である。実は、古いごみ焼却炉の限界の問題から始まったごみ処理システムの研究であったが、システムの中の一つの問題点が焼却炉であることがわかった。実際のごみ処理技術は日々進歩している。常に選択肢はいくつかあるが、世界の未来と個人の今が、最大限に有効に結びつくよう、家庭ごみの分別のあり方は追求されなければならない。読者のごみに対する意識に響くものがあれば幸いである。

注

1. 関根美貴 「生活系ごみの排出構造の実態について」 『愛知教育大学研究報告、52(芸術・保健体育・家政・技術科学・創作編)』2003年、pp.75-83
2. 藪田雅弘・中村光毅 「ごみ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に」 中央大学学術シンポジウム研究叢書『東京・多摩地域の総合的研究』、中央大学出版部 2015年、pp.333-369
3. 土田真理恵・森口祐一・橋本征二 「分別のしやすさを考慮した家庭ごみ処理システムの費用対効果改善に関する研究」 第4回

日本LCA学会研究発表会講演 2009年
m-tsuchida@kanies.k.u-tokyo.ac.jp

4. 札幌市環境局「家庭系生ごみリサイクル可能性調査 報告書概要」平成18年3月

参考文献

1. 「海津市一般廃棄物処理基本計画」平成19年3月
2. 「スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」平成20年3月
3. 環境省 「日本の廃棄物」平成10年度～27年度版
4. 環境省 「一般廃棄物処理事業実態調査結果 統計表」平成10年度～27年度
5. 環境省 「メタンガス化（生ごみメタン）施設整備マニュアル 環境省大臣官房 廃棄物・環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」平成20年 参考資料「3 生ごみリサイクル・分別収集に関する調査結果((財)廃棄物研究財団)

5. 福島県只見町における編み組細工の変遷

齋藤 貴之

要旨

本稿は、福島県只見町において昔から行なわれ、いまなお製作されている編み組細工の変化と、その変化が何によってもたらされたかについて探究するものである。編み組細工は植物を使って編んだ工作物であり、一般的にこのような工作物が紹介される場合、伝統・伝承といった文脈の中で語られるが、その有り方は戦後の社会変化を境に大きく変化している。本稿では編み組細工の原初の姿である自給自足社会での在り方、戦後に起きた変化について説明し、現在に至るまでの変遷を示した上で、編み組細工で「変化したもの」と「変化しなかったもの」を明らかにしていく。

なお、「編み組細工」について本稿ではアケビつる・クルミ皮・ヒロロ・マタタビ・ブドウツルなどの植物で作られた細工と定義し、対象としたい。なお、只見町では、製作しているものを総称して「つる細工」と呼ぶことがあり、町のパンフレットでもこの呼称を採用している場合がある。

1. 只見町と只見町の編み組細工の現在の姿

只見町は、公式ホームページによると人口4308人（2017年4月1日時点）の町であり、「四方を緑の山々に囲まれ、福島県の西南にあり、西南部は新潟県に接して」いる。「面積の94%を占める豊かな森林資源に恵まれ、わが国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境から生まれる四季の美しい移り変わりが、緑と水の郷・只見の源となつて」いる(只見町, 2015a)。その豊かな自然環境のなか、戦前まで自

給自足社会を残していた。その中で冬期間には農業・漁撈・山樵・生活で使われる道具を自分たちで製作していた。製作されてきた道具のなかで、アケビ・クルミ・ヒロロ・マタタビ・ブドウツルなどの植物を原材料としたカゴやザルなどの編み組細工は現在でも製作されている。

また、「平成14年に国有林のブナ林の伐採反対運動を機に、河野昭一京都大学名誉教授をリーダーに「ブナ林学術調査事業」を実施し、只見町のブナ林の遺伝的多様性の高さ、生物多様性の豊かさが明らかにされ」(只見町, 2015a)た。これをきっかけに只見町は、ブナを中心とした自然環境をもとにした地域づくりを行う。その中で、ユネスコエコパーク登録にむけた活動を行い、平成26年6月に登録された。エコパークは、「人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域」(只見町, 2015a)である。町はエコパーク関連事業のひとつとして「地域の自然を生かした地域活性化、産業振興」を行っており、

『「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援補助事業』として、山菜加工品、たぐり飴などの伝統食、はちみつなどの中に、後述の明和民芸品保存会と、またたび屋のアケビつる細工・クルミ皮細工・ヒロロ細工、マタタビ細工が選定され、これらの細工品はパンフレットでは「自然とともに暮らしてきた只見の生活から生まれた伝統工芸品」「マタタビのつるからつくられる「マタタビ細工」は、雪の多い只見で継承される貴重な伝統工芸品です」として紹介されている。

現在の町内での編み組細工の実施状況を示すと、昭和40年代から50年代にかけて、只見町3地区（只見地区・朝日地区・明和地区）でそれぞれ編み組細工を行うサークルが発足した。加えて、2011年には新たなサークル「またたび屋」が発足し、合計4つの編み組細工を行うサークルが只見町内に存在している。民芸品保存会の発足当時

は、このような会に所属せずに編み組細工を行う人も多数いたが、現在、継続的に編み組細工を行う人は大抵、いずれかのサークルに所属している。サークルとしての活動は材料の採取、振興センターでの製作、伝承活動、只見町のイベント（只見町文化祭、公民館まつり、只見ふるさとの雪まつり）での販売・実演活動、会員の製作物の販売とりまとめなどである。

編み組細工の材料の採取は、それぞれのサークルで材料の採取に適切な時期に集合して行う。編み組細工の製作は、個人宅で行うほか、冬期間に週一回程度、各地区の振興センターに集まり製作を行っている。集団での製作活動においては、技術の教えあいをするほか、雑談の場にもなっている。ただ、集団で製作を行うものの、分業は行わず一人一人が完成までの作業を行う。

製作物の販売は、「只見ふるさとの雪まつり」や「只見町文化祭」のような町内の各種イベントのほか、只見町観光まちづくり協会や会津ただみ振興公社を介した町内施設（観光まちづくり協会売店、歳時記会館など）、もしくは町外の観光PR・物産販売イベントで行われている。なお、サークルとしてはインターネットによる販売を行っていない。数をたくさん作って販売することを第一の目的とせず、現在の体制での製作活動を行うことを重視している。

また、技術向上のための方法として、教えあいの他、外部から講師を招き指導を受けている。また、製作するものは、サークルで規定しているわけではなく、個々が作りたいものをつくり、注文を受けたもの以外に関しては、販売状況などを見ながら決めていくようだ。

また、前述のユネスコエコパーク「只見地域には、マタタビやアケビ、クルミなどの天然素材を使った伝統的なかご編みや木地師の流れをくむ木工が存在しますが、現在、その後継者が育っていないのが実

状です。こうした伝統工芸の後継者の育成を図るため、様々な教室や育成事業および天然素材の保全に取り組むものとします。」(只見町, 2015b)としている。

2. 自給自足社会でのありかた

現在まで存続している福島県只見町の編み組細工について、原初の形である自給自足社会ではどのような形で行なわれてきたかを示す。

この時代の只見町の生活は、「この山国・雪国に生きる人々の暮らしは、自然のサイクルとともにあった。山村とはいえ、もっぱら林業を生業として生計を立てる人の数はそう多くなく、しかも森林伐採・搬出・流送や炭焼きといった林業には時代による消長があり、それだけに依存して一生を送ることはむずかしい。そうした生業は一時的なものであって、住民のほとんどは伝統的な生活様式に依拠しつつ、山間農業を根幹としてそれらを複合的に営んだ。兼業こそ山村生活の基本である。自給経済の暮らしのもとでは、夏季には農耕と養蚕とをもっぱらとし、降雪期には屋内作業をして一年の衣・住生活や農耕・養蚕に備え、雪が落ち着く早春から山に出て燃料を確保し、初夏には山菜採取や狩猟をするというのが近世から近代にかけての生活様式である。」(只見町史編さん委員会, 1993,p.30)とあるように、複数の生業を持ちながら生活を行っていた。

この時代に生活や生産活動に必要な道具を購入するのは、「自分たちの生産していない・できない」場合であり、購入するものも「製品」ではなく、刃を使った農具や布など自分たちが製作できない部分のみを購入していた。

自家製作した道具を使って生産活動を行う生活は、昭和20年代頃まで続いたようである。「昭和前期までの生活様式は伝統的な山間農

村のそれであり、貨幣経済はかなりの進展をみていたが、衣・食・住の基本的な生活は自給自足を原則としていた。養蚕を大きくやったのは地主階級の農家であり、一般農家では狭小な農地を耕作し、穀物を焼畑栽培に依存しつつ山菜採取や山林労務というような農外生産に従事した。衣類は木綿糸こそ購入によらざるを得なかったが、絹布の場合は糸取りから、そして木綿・絹ともに機織り、裁縫まで自家生産を行った。(中略)燃料も春木切りを行って自給したのである」(只見町史編さん委員会, 1993, pp.867-8)

いろいろな生業を持つなかで、冬季間に家の中で行うのが、生産用具づくりであった。この生産用具づくりのなかに、編み組細工が含まれており、そのような環境の中、編み組細工が戦後まで存続していた。

このような只見町のありようは日本の農村全体の傾向と一致しており、「農村が都市に対して独自の生活・文化領域を構成してきたことの根本には、農村が農業を足場として、さまざまな家庭生産、副業・山林などの自然資源と結びついて自給的な生産、生活を営む領域が広く存在していたことがあった。この結果として、農村は資本の運動から相対的に隔絶されていたのであった。」(高橋, 1972, p.8)。

また、この時代における編み組細工の担い手は男性であり、「冬期間のうち、降雪機には男は屋外作業の雪掘りと屋内作業のワラ・つる細工に明け暮れる毎日であった。」(民俗編, p.32) 一方、女性は機織り、縫製が冬の仕事であった。

3. 戦後の編み組細工の衰退(1) : 戦後の社会変化

しかしながら、生活用具や生産道具も自分たちで作成していた在り方は戦後20年ほどで衰退し、編み組細工も衰退していく。その変化

について、その主たる原因を三つ挙げる。

まず一つ目の変化の要因として、農地改革によって商品経済がもたらされ、結果として機械化による効率化とそれによって生み出された余剰労働力が賃金労働に移行していったことが挙げられる。日本の農村で戦後に起こった様々な制度変化は自給自足社会を変化させた。

「農地改革によって、小作農民が自ら直接生産物を商品化する自作農になったため、商品経済は画期的に浸透していった」(高橋, 1972, pp.8-9)。そして農村の都市化がすすんでいくことでこの傾向が急速にすすむことになる。このような変化は只見町においても見られる。

只見町統計要覧(只見町, 2007)では、第1次兼業農家が、昭和40年から平成2年の25年間で1/10に激減している一方で、第2次、第3次産業の就労人口が増えていることが分かる。また、主要農業機械普及の動向では、昭和40年からの平成2年の25年間で農機具による機械化が劇的に進んだことを示している。

このように農業の機械化により農作業の効率化ができ、余剰労働力が発生した。しかし、その余剰労働力の先は、夏場は建設業の日雇い労働など、冬場は出稼ぎなど現金収入が得られるものであり、漁撈など、昔からあった生業が行なわれなくなった。また、労働力を他に使う必要ができた要因は、子孫の就学費用、消費財の購入だけではなく、農業の機械化による投資費用もその一端である。機械が資本によってもたらされることを考えると、資本の支配領域に只見町内も含まれてしまったといえる。

これらの変化により、元来人力で行うために作られた農耕用の民具が使われなくなった。また、生業が商品作物の栽培、賃金労働へと移行したことにより、自給自足の社会で行われていた漁撈・山樵・屋根

ふきなどのかつての生業が行われなくなった。このことも、その用途に対する民具が使われなくなっていったと考えられる。

4. 戦後の編み組細工の衰退(2)：生活改善運動と消費生活化

二つ目の要因として農村の消費生活化・都市生活化が挙げられる。

「まず、戦後の民主化の諸政策があげられる。すなわち、国家体制の变革、家族制度の崩壊により『家』からの開放、身分関係の破棄等が実現され、自由、平等の精神が生れた。そして、生活においても『身分相応の生活』をよしとしないで、人なみの生活、自分の見える世界の中で最高の人々の生活に憧れ、その生活水準まで自分の生活を高めたという望みをもつようになった。」(戎野, 1968)

このような中、日本の農村では生活改善運動が各地で実施された。自分の生活を高めたいという望みは、都市から供給される商品を購入するという形でも実現されていった。このことが結果的には「農村の自給自足経済は完全に破壊されて、商品経済に巻き込まれてしまった。これによって、農民は都市文化と直接接触し、生活水準の高度化・文化的化禍を求めることが身近かなことと感じられるようになった。さらに、教育・医療・娯楽等の形でも直接都市文化に接触することになり、農民の生活は完全に变革され、農民の都市文化への憧憬はますます強くなり、生活の都市化すなわち文化的な生活への志向が完全に農民の姿勢として定着した。」(戎野, 1968)。生活水準を上げる、生活文化を上げることは都市文化の流入、消費社会への移行へとつながり、編み組細工の衰退につながる一因となった。

5. 戦後の編み組細工の衰退(3)：化成品の普及

また、戦後には安価で大量生産される化成品の普及が大きな影響を与えた。プラスチック、ナイロンなどの化成品が戦後普及したこと

が、従来自家製作していた民具を衰退させる原因となった。化成品普及時期は、新聞記事において「プラスチック製品文化展」(『朝日新聞』1949.12.15朝刊)という記事の時点ではまだ普及途上であるが、後に「最近プラスチックはいろいろな日用品におびただしく使われるようになりました。」(『朝日新聞』1953.11.13朝刊)ということが既知の事実として扱われていることから、わずか5年の間に生活に浸透したということが推察できる。

只見町でも、プラスチックは、ざるや物入れなど、日常のあらゆる所で使われるようになり、以前は、編み組細工を使っていたものが多数プラスチックに置き換わり、「衣類は昭和25年ごろから既製品がでまわるように(只見町史編さん委員会, 1998, p.726)」なった。また、只見町公民館報1959年12月号には「・・・それにゲンベイがゴム長に、わらじが地下たびに雨具はビニロンに変わる世の中だ。もっと合理的に生活設計を変えて現金収入を殖やさければ農家経営は成立しなくなった(只見町公民館, 1987, p.155)」とあり、この頃にはすでに衣類が化成品に置き換わっていること、ゲンベイなどの民具が化成品によって置き換わっていることを示している。

また、生活改善運動の一記事として、「又、台所に不潔感を与えている最も大きいものは湿気を吸った木材のじめじめした感じで・・・(中略)・・・すぐ十分に乾燥させるのに不都合が多ければプラスチックやビニール製品と徐々に切りかえていくのも一つの方法で、板壁などの水のかかりやすい場所には、女ででもかんたんに張れるビニールタイルを張ると、見違えるほど清潔になり、また淡色のビニールタイルを使えば明るくなります(只見町公民館, 1987, p.150)」とあり、只見町内でも、新素材の化成品が生活改善の手段として使われている事を示している。

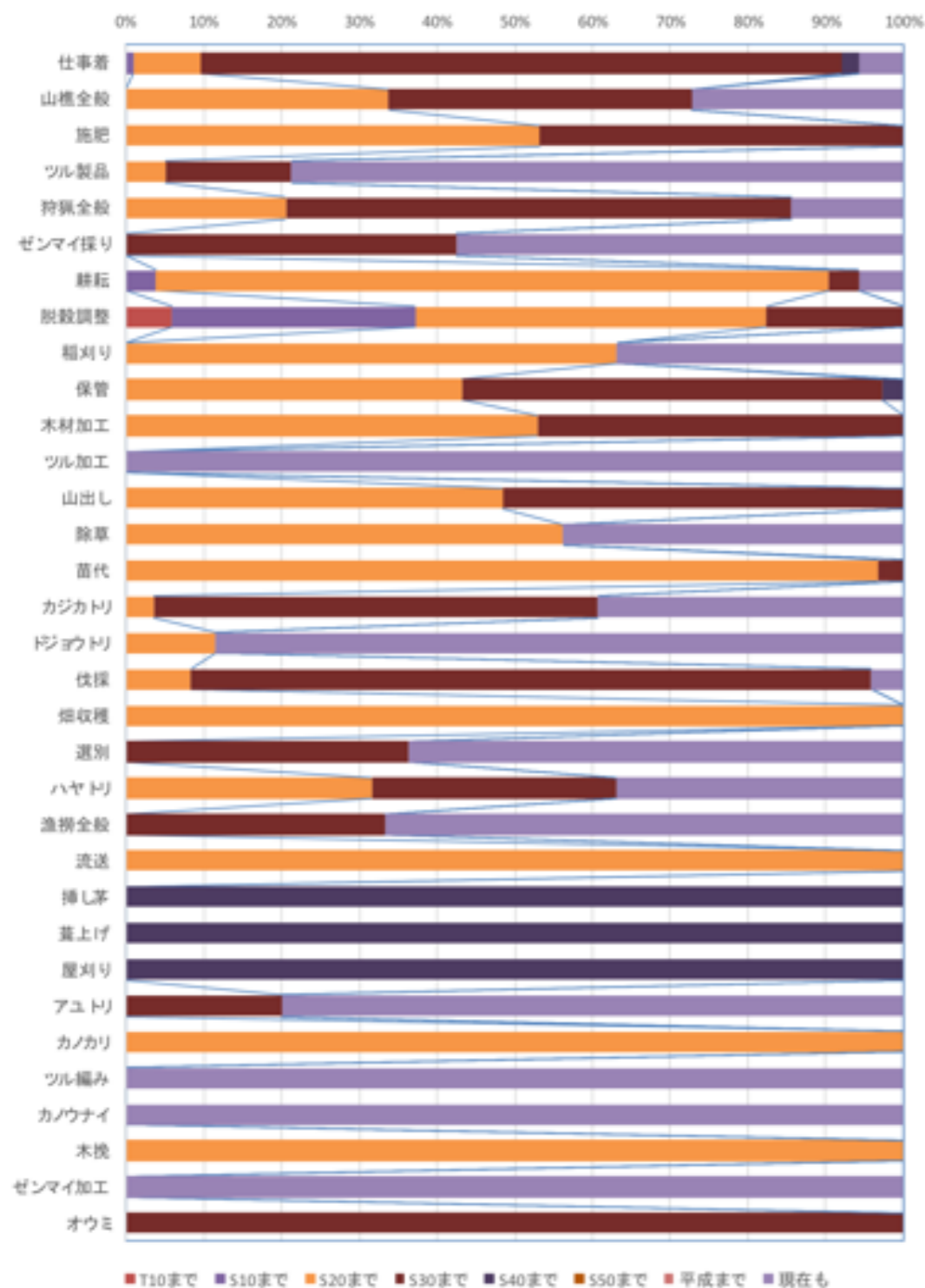


図1 自家製民具の用途と作られなくなった時代

6. 民具の衰退結果

これら戦後の変化によって自給自足社会で製作・使用していた民具がどう衰退したかを示す。編み組細工の存続の要件が失われる場合を裏付けるために、只見町の民具資料から、いつ頃から、どのような目的のものが無くなったのかを、只見町インターネット・エコミュージアムから取得した「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」の国指定民具カードをもとに行った。分析したものからここでは、「図1自家製民具の用途と作られなくなった時代では、用途別に作られなくなった時代」を取り上げる。この図では「狩猟」「山樵」といった、生業としての活動が、昭和30年代に行われなくなったのと同じくしてその用途のものが製作されなくなり、また、農業生産に関わる民具に関しても、前述した機械化により従来の手動の農耕具から動力機つきの農耕具に変わっていき、衰退していったということが分かる。

7. 編み組細工の工芸産業としての見直し

先にあげた戦後約20年間に起きた変化により、「自給自足社会」は崩壊し、自家消費による編み組細工の存続は危機的な状況を迎えた。

一方で戦後、「民芸ブーム」が社会現象として発生し、自給自足社会の中で作られていた民具は民芸品という工芸の枠で存続するための動きが昭和30年代後半にでてきた。

民芸ブームとはどのようなものだったのだろうか。「とにかく、大変な民芸ブームである、観光地には、いわゆる民芸店と呼ばれる土産物店が居並び、大都市のどのような裏町にも、全国の民芸品をうず高く積みあげた民芸店が開かれている。・・・(中略)・・・そうかと思うと民芸喫茶店、民芸レストラン、民芸バー、民芸居酒屋があり民

芸医院や民芸美容院までがあって、民芸はいわば客寄せのうたい文句にも使われている(“「民芸」ブームの表裏,” 1976)」といった社会現象だったようだ。ただ、このブームは対象としている物こそ同じではあるが、柳宗悦の提唱した民藝理論とは、概念を異にしたものにとられるべきであり、「1950年代後半から1970年代にかけて民芸ブームという社会現象が起こった。・・・民芸ブームは、高度経済成長を背景として高まった農村部へのノスタルジアを受けて生じた、地方文化消費の動きの一つとしてとらえることができる。・・・ふるさと消費の一つのオプションとして位置付けることができる。そしてそれは

『場所』とは異なり『民芸品』という可動性を持ったモノであったために、容易に日常生活にもちこむことのできるふるさととして消費されることとなった(濱田, 2000)」、このように民芸ブームは、前述の消費生活化社会における、ふるさと消費の対象として、かつて自家製作された只見の民具を民芸品として消費する前提を作ったと考えられる。

このような流れを受け、昭和30年代後半から只見町では、従来の自家製作の民具を民芸品としてとらえ、産業化していく試みが見られる。

館報1962年2月号の案内「郷土民芸品展示会のお知らせ」では「日本古来の地方色豊かな民芸品が最近珍重されております。当地方にもすぐれた民芸品がたく山あったのですが、文化が進むにつれ、実用品としての値うちがなくなり、次第にその姿を消して参りました。しかし今日ではこれら伝統ある民芸品のよさが再認識され、広く紹介されております。我が只見町に於いてもこの機会に古くから統治につたわる民芸品の展示会を開き、地方産業としてとり入れられるよう、研究の場を持ちたいと考えます。・・・(只見町公民館,

1987,pp.687-688)」とあり、この時点では、只見町で作っていたものを「民芸品」の文脈で再活用し、産業化する試みがあったことが分かる。

なかでも、館報1964年10月号の「民芸品“マタタビ細工”の育成をー冬季家内工業としても最適(只見町公民館, 1987,pp1277-1278)」という、只見町役場経済課と只見町商工会の連名となっている記事は、採算性や効率的な生産について検討しており、産業としての期待の大きさがわかる。しかし、この試みについての続報を見つけることはできなかったため、実現には至らなかったようだ。

その後、編み組細工の工芸化に関する大きな動きはみられなかったが、昭和40年代なかばから各地区での民芸品保存会の設立の動きが見られた。只見民芸品保存会(現:明和民芸品保存会)の発足当時について、当時、明和公民館で事務局を行っていた刈屋晃吉さんに話を伺った。この当時は一家の長が出稼ぎに出る世帯が多く、冬場の地域自治(たとえば防火体制など)に問題が発生するようになった。出稼ぎ世帯解消のため、只見町に居ながらにして所得増加を目指した「農業所得100万円を考える会」を明和公民館でたちあげた。この頃の100万円というのは、「家族を出稼ぎ無しで養え、子供の教育もできる」金額だったそうだ。このため、反収をあげることや、(毛皮のチンチラなどの)新たな換金作物の開発など色々な部会をつくり指導者を呼んだりした。このような活動の中で、従来のものづくりを「民芸品」として販売しよう。ということになり、「只見民芸品保存会」が立ち上がったとのことだった。

これに前後して、朝日地区、只見地区でも「民芸品保存会」が立ち上がり、町内で「つる細工」を保存する体制ができた。なお、只見町

3地区の民芸品保存会での販売方式はこの当時に採用した方法を踏襲したと考えることができる。

そして、民芸品の製作はその時代の生産活動の主な担い手から引退した老人が、若い頃に作った経験がある「つる細工」を作り、観光客への土産物として売ることによって多少なりとも現金収入を得ることが期待された。

また、只見町固有の背景として、只見線の全線開業(1971年8月)、毎年2月に行われる只見町の冬の一大イベント「ふるさとの雪まつり」が1973年に開始されたこと、また、只見町と新潟県をつなぐ国道252号線(六十里越)の開通(1973年9月)など、只見町の現在でも主要な観光資源がこの時期に集中して完成ないしは開始されている。観光産業への期待と、そのなかで土産物品としての編み組細工の需要が期待できた。ということも民芸品保存会設立の背景としてあるだろう。

なお、民芸品保存会が立ち上がった当初、製作されていたものは、「民芸ブーム」で求められていた、ザル、ミノ、カゴ、ワラジ、ゲンベイなど以前に作られていた民具を当時のまま作る、もしくは当時の民具のミニチュアであった。

8. 福島県三島町の生活工芸運動の影響

前述のようにして、昭和40年台後半から民芸品保存会による只見町の編み組細工への取り組みは始まった。当初「民芸ブーム」による需要が主だったが、現在の在り方は近隣町村である三島町の生活工芸運動によってもたらせた面が大きい。

三島町は、只見町と同様に編組細工を昔から製作していた。三島町と只見町で編み組細工に対する取り組みが大きく変わったのは、1981年

の生活工芸運動開始からである。三島町の生活工芸運動は、「千葉大学工学部教授の宮崎清氏らが、三島町の工芸品調査にきていた。そこで、日頃より地域資源を生かした町づくりを目指した佐藤町長との話し合いの中で、町内に古くから受け継がれている、農作業用具や生活用具などの『ものづくり』に注目し、これを地場産業として育成し地域振興にいか」(伝統的工芸品産業振興協会, 2004,p.6)す目的で始まった。

以降、三島町生活工芸憲章制定(1981)、生活工芸研究所設立(1981)、三島町生活工芸展開催(1981)、生活工芸館完成(1986)と、町が主導した生活工芸運動が行われる。

生活工芸館の役割は、「ものづくり体験、製品デザインの開発や、生活工芸品の製作者である工人の指導育成、生活工芸品の品質管理などが大きな柱となって」(伝統的工芸品産業振興協会, 2004,p.8)いる。また、製品デザインも行っており、「山仕事や野良に出かけるときに腰につけていた袋をもとにボタンとしてこの地で食用として古くから用いられた栃のみを使用し、補強を必要な部分にモワダを組み込んだショルダーバッグ、手提げ籠、セカンドバッグ」(増島・西牧・宮崎, 1988)は、生活工芸館で試行錯誤して作られたものであり、現在もこのデザインによるものが多く製作されている。

このように、三島町は町が主導して生活工芸運動を行い、従来からの編み組細工の品質向上、消費者に受け入れられるデザインの開発、情報発信拠点の設立などの施策を行う等、工芸化を図り、成功した。また、1986年から始まる工人まつりは、人口1600人余りの町に2日間で入場者は2万人を超えるイベントとなり、編み組細工の工芸化に成功し、町おこしになった。また、2003年には「奥会津編み組細工」として伝統的工芸品に指定されている。

只見町の受けた影響はあるか。直接的な影響として、製作面、販売面がある。「工人まつり」や「全国編み組工芸品展」に参加する。三島町ではブドウツル細工を除き、「冬のものづくり教室」では町外からも参加者を募り、その技術を伝授しており、只見町内からの参加者もある。

三島町における取り組みは2000年前後から始まる生活工芸の流れともあいまって、多くの人に支持されることになった。只見町で製作するものも、今日的な生活でも利用できるようなものへと変わっていき、かごバッグなどといった装飾・服飾的用途のものが新たに製作されることとなった。

9. まとめ：「変化したもの」と「変化しなかったもの」

まとめとして、編み組細工の原初の姿と現状を比較して、どのように変わったか、また変わらなかったのか指摘したい。変化したものについては、五つ列挙する。列挙は個別に行っているが、それぞれの変化の要素は相互に作用していると考えている。また、同時に変わらなかったものについても言及している。

一つ目は、現在は、編み組細工を使わない選択ができるようになった点である。大量生産された製品として流通しているもので代替が可能になったため、自分で作る必要がなくなった。また、現在の生活で不要なものもある。例えば背負かごなどは、自動車などの普及により、もしくは山仕事自体が少なくなったこともあり、使う必要がなくなった。

二つ目は、現在は、編み組細工は趣味として作るようになった点である。また、作り手の中心が男性から女性に変化した。上記の趣味と

も関連するが、これはクラフト系ホビーは女性が多い(ホビー白書, 2014,p.49)こととの相関が表れていると考える。

三つ目は、現在は、製作するものが、(マタタビザルなどを除き)実用的なものから、趣味、嗜好的なものに変わったことである。この点は、二つ目に示した趣味になったことにも関連してくることである。

四つ目は、現在は、編み組細工の外部へのマーケットができた点である。以前は自家消費されていた編み組細工は、民芸品ブームにより、民芸品としての価値が出てきたことが認識された。さらに三島町の生活工芸運動により、それが深く浸透し、素材、品質、大きさである程度の相場ができた点も注目したい。

五つ目は、現在は、編み組細工が只見町の無形文化という認識ができた点である。ユネスコエコパークにおける「自然環境および生物多様性と人間との調和と共生を図る」文脈から「つる細工」は存続すべき価値のあるもの、受け継がれるべきものだという認識がされるようになった。

別の見方でこれらの変化をみると、編み組細工は「必然の存在から、選択された存在へ変化」したといえる。自給自足社会においては、生きるために編み組細工が必要であったが、消費社会となった現在では、あえて、編み組細工のもつ良さによって、作り手は自分の意思により残り、大量生産品がある中、消費者に選ばれている現在の状況といえる。

最後に、変わらなかったものをあげておきたい。ここまで検討された結果から、只見町の編み組細工において、原初の形から変化しなかったことは「地元の人が・地元で採取された材料を使って・地元で作る」ことである。

この三点を重要視することは、「只見生まれ、只見育ち、只見発」の付加価値の高い商品に只見町ブランド「只者じゃない」を認定していく活動や、蔵人自らが作った只見町の米で、只見町で製造した米焼酎「ねっか」などの現在の只見の活動にも相似点を観ることが出来る。このように、現在の只見町は、「地元の人が・地元で採取された材料を使って・地元で作る」ことが消費者に選択されるものづくりになるという認識が受け入れられていると考える。

今後も時代の変化により編組細工の在り方も変化していくだろうと考える。その変遷を今後も確認していきたい。

引用文献

1. 「『民芸』ブームの表裏」.(1976). 『芸術新潮』, 27(3), p.21-26.
2. 『ホビー白書』.(2014). 日本ホビー協会.
3. 高橋明善.(1972). 「都市化で衰退した農村の独自性(農村の生活はどう変わったか(特集))」. 『農林統計調査』, 22(9), pp.8-13.
4. 戎野真夫.(1968). 「農村における生活と農業〔秋田県〕」. 『国民経済』, 7(112), pp.46-69.
5. 増島郁夫, 西牧研治, 宮崎清.(1988). 「ヒロロを用いたバッグ: 軟質植物繊維の活用に関する一提案(日本デザイン学会第35回研究発表大会作品・設計)」. 『デザイン学研究』, (69), p.51.
6. 只見町.(2007). 『平成十九年度 只見町統計要覧』.
7. 只見町.(2015a). 『2014 只見町勢要覧』.
8. 只見町.(2015b). 『第1期(2015-2024年) 只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画 福島県只見町』.
9. 只見町公民館.(1987). 『館報只見1』.
10. 只見町史編さん委員会.(1993). 『只見町史 第3巻(民俗編)』. 只

見町.

11. 只見町史編さん委員会.(1998). 『只見町史 第2巻(通史編2)』. 只見町.
12. 伝統的工芸品産業振興協会財団法人.(2004). 『平成15年度 伝統的工芸品産地調査・診断事業報告書 -奥会津編み組細工-』.
13. 濱田琢司.(2000, December 10). 「民芸ブームの一側面: 都市で消費された地方文化」. 『人文論究』.

参考文献

1. 萩原健太郎, 久野恵一,(2013), 『かごとざる』グラフィック社.
2. 鞍田崇,(2015), 『民藝のインテスマシー: 「いとおしき」をデザインする』明治大学出版会.
3. 鞍田崇, フィルムアート社編集部,(2012), 『「民藝」のレッスン: つたなさの技法』フィルムアート社.
4. 佐々木長生,(2015), 「'04 会津・只見の民具', 国際常民文化研究叢書9 -民具の名称に関する基礎的研究- [地域呼称一覧編]」神奈川大学 国際常民文化研究機構, 9, pp. 18-74.
5. 三谷竜二, 新潮社 編,(2014), 『「生活工芸」の時代』新潮社.
6. 三橋俊雄, 宮崎清, 松林健一,(1996), 「ものづくりを通じた自然と人間の共生に関する行動と概念: 福島県三島町の自然に働きかけるものづくりの実態調査を通して」, 『デザイン学研究』日本デザイン学会, 42(5), pp. 71-80.
7. 水尾比呂志,(1968), 『現代民芸論: 手仕事のゆくえ』新潮社.

6. 自分史作成のすすめ

朝日 直子

要旨

環境や高齢化などの社会に対する問題意識を抱き、かねてからの研究テーマ「知的財産教育」とリンクさせることができるような解決手段を模索していた私は、「父の遠距離介護」というリアルな課題に直面します。独居高齢者である父は、身体の衰えを受け入れることができず、その怒りを、日ごと亡き母に似てくる私にぶつけ始めたのです。

「このような父と如何に向き合っていけばよいのか...」と思い悩む日々が続き、やがて私は、高齢者に対する傾聴活動に意義を見出すようになります。そして、高齢者に対する傾聴活動が認知され、全国的なネットワークができたならば、父のような独居高齢者に対する遠距離介護の負担が軽減されるのではないかと考えるようになりました。

そこで、誰もが楽しく傾聴活動を行うことができるようなシステムを開発し、そのシステムを多くの人に利用して頂くためのWebサイト「自分史作成支援サイト」の無料提供を始めたのです。併せて、当サイトを利用した「高齢者の見守り事業」を計画し始めましたが、その事業に対する協力者は未だ現れず、孤軍奮闘の状態。

これから私が採るべき進路は「方向転換」なのか、それとも「更なる前進」であるべきなのか...と思い悩みながら、本稿を書き始めております。これまでの自身の歴史を客観的に見つめながら、自分史を作成することで、きっと、これから進むべき道が見えてくるのではないかと、思うのです。

(1) はじめに

まずは「私の自分史」におつきあいください。

1959生まれの私は、1987年に小学校教諭として社会に踏み出します。その後、中学校の数学科講師・専業主婦を経て、1995年、某出版社の教育アドバイザーとして、再び「教育」に関わることとなります。その傍ら国家試験への挑戦を続け、1997年に弁理士試験に合格。その翌年から、弁理士としての道を歩み続けております。

このような私ですから、「教育」と「知的財産」に関心が向けられるようになるのは当然のことと言えましょう。弁理士としての業務の傍ら、「知的財産教育」の研究をライフワークとすることとし、そのための知識を得るために、放送大学大学院の門を叩いたのです。

大学院で学ぶに従い、今まで漠然と感じていた疑問が、明確な問題意識となり、その解決手段を模索している私に気付きつつ、今日に至っています。

そのような私が、とある課題に直面することとなるのです。

(2) 一身上の課題

千葉在住の私には、大阪に住む父がおります。父は、十数年前に母に先立たれて以来、身の回りのことを1人でこなしてきました。趣味の謡に熱中したり、友人とハイキング...と、一人暮らしの淋しさを紛らわすこともできた父も、体の衰えを感じるようになると、次第に外出が億劫になります。また、友達が1人死に2人死に...としていくにつれて、淋しさと共に、不安を抱くようにもなりました。耳が遠くなり、周囲の人の会話が聞き取り難くなるにつれて、社会との疎外感を感じるようになり、様々な愚痴を私にぶつけるようになったのです。

身体の衰えは全ての高齢者が経験するものです。それを父に理解させ、幸福を感じてもらえるようにするには、どうすれば良いのであろうか...、と悩む日々が続きました。

定期的に帰省しては父の話（殆どが愚痴）を聞いてあげる、ということが続いていたある日、1つのアイデアを着想します。

(3) 課題解決の手段

いつものように父の話を聞いていたときに、学生時代や幼い頃の話をする父の表情が、とても明るいことに気が付きました。今までは「いつも同じ話ばかり...」と、うんざりしながら聞いていたのですが、父の話を、楽しく聴いている私に気が付いたのです（傾聴セミナーの先生によれば、「聴く」とは、「耳と14の心」で行う行為だそうです）。

「何故、うんざりすることなく、父の話を聞けたのかしら？」と考えるに、ちょうど、私が近現代史を学んでいた時期であり、私が興味を抱いていた分野の話だったからだ、ということに気が付きました。つまり、父が育った時代を知り、父が受けた教育を知ることによって、父の喜び・悲しみ・怒りなどの感情を想像することができるようになったんだ、ということに気付いたのです。

私の方から質問を発し、それに得意げに応える父の表情は、とても生き生きとしていました。聞いている私としても楽しく、繰り返される「いつもの話」に対して、心から頷いているのです。同感（他者と同じ感情を抱くこと）と、共感（他者の感情を想像できること）との違いを理解することができた瞬間でもありました。傾聴セミナーの先生によれば、「共感」とは人の心に寄り添うことであり、「同情」であってはいけない、とのことでした。

そこで思いついたのが、「近現代史を学びながら高齢者の話を聴く」というアイデアです。近現代史を学びながら高齢者の話を聴くことで、異なる世代の人（異なる価値観を教育された人）に対する共感能力が育成されるのではないかと考えたのです。

そして、異世代に対する共感能力を育成するためのツールとして、生まれた年を入力することで、誕生期、幼児期、小学校期...、とその人が生きた頃の歴史が表示されるようにする、というシステム（自分史作成支援システム）を考案したのです。幼い頃の自分と、当時の社会とを照らし合わせることで、当時の自分に戻り易くしよう、という試みです。

このシステムにおいて、話し相手（高齢者）の生まれた年を入力すれば、自身が生まれる前の世界を垣間見ることができます。そうすれば、高齢者の話を楽しく聴くことができ、適切な質問を発することができるようになります。このようにして得られた情報を基に、その方の自分史を作成すれば「ごく普通の人々の素晴らしい物語」を世に出すことができるのではないかと考えたのです。

早速、このシステムを取り入れたWebサイト「自分史作成支援サイト」<https://zibunnsi.site>を構築し、無料提供することとしました。



(4) 「自分史作成」と「高齢者に対する傾聴」との新結合

自分史作成支援システムを利用しながら父と会話するようになり、更なるアイデアが生まれました。「定期的に高齢者の話を聴き、その方の自分史作成を手伝う」ことで、高齢者に対し、自分史を作成するという「生きがい」と共に、見守られているという「安心感」を与えることができるのではないか、という発想です。

聴き手にとっては、「近現代史を学ぶことができる」というメリットがあります。これを事業化すれば、報酬を得ることができます。産業の発展にも繋がります。まさに、自分に良く、相手にも良く、高齢化社会にとっても良い「三方よし」のビジネスモデルです。

「このような事業（又は活動）が全国的に拡がれば、遠距離介護（精神面でのサポート）に悩む孝行娘(息子)がどれだけ助かることか...」と思い、私は、この事業を「自分史作成支援を通じた高齢者の見守り事業」と名付けることとしました。

(5) 「自分史」と「傾聴」と「高齢者に対する見守り」の新結合

この事業の実現に向けて悪戦苦闘する過程で、「自分史」と「傾聴」と「高齢者の見守り」とを新結合させたこのアイデアは、ションペーターが定義したところの「イノベーション」ではないかしら...、と思うようになります。

おこがましくも「イノベーション能力を育成するための知的財産教育を研究するぞ！」などと意気込んでいた私ですが、課題解決のために思考錯誤を繰り返すことで、「自分で自分を教育していたんだ。」ということに気が付いたのです。「イノベーション能力を育成するための教育」において、私は「教育する側の人間」ではなく、「教育さ

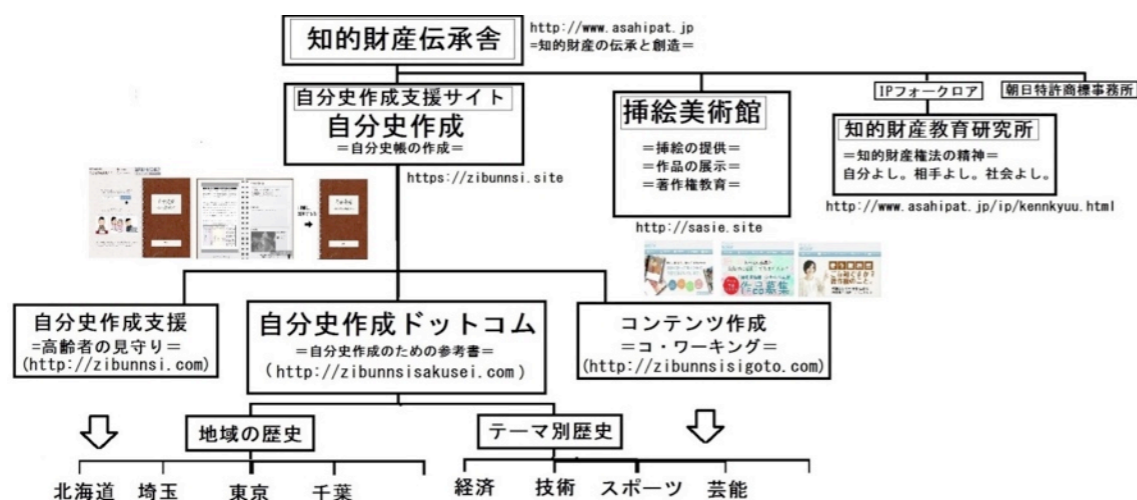
れる側の人間」であり、私を教育したのは「私の身に降りかかったリアルな課題」であったのです。

つまり、イノベーション能力を養うためには、「人を教育する」のではなく、「自分で自分を教育するしかない。課題解決に向けて思考を巡らす過程で、自身が教育されていくんだ。」ということに気が付いたのです。もしかしたら、これが私の目指していた「知的財産教育」だったのかもしれませんが。

(6) 「高齢化社会」と「知的財産教育」との新結合

「父の遠距離介護」という課題を解決するために考え、行動し、失敗し、また考える...という行為が、イノベーション能力を育成するための「アクティブな学び」であり、命ある限り続く「生涯学習」だ、ということに気がついた私は、かねてから研究していた「知的財産教育」において、「自分史作成」という方法論を見出すことができました。

すると、自分史作成を充実させるための支援システムが次々に着想され、やがて、下図のようなネットワークを夢見るようになります。



高齢者に対する共感能力を育成するために開発された「自分史作成支援サイト」を通じて知的財産教育を行うと共に、「自分史作成」を通じた「学びの場」を提供し、それを高齢者の見守りやコンテンツ作成などの「仕事」へと繋げていく...という、あまりにも壮大なネットワークです。

(7) 自分史作成のすすめ

解決しても解決してもまた新たな課題が生まれるのがリアルな社会です。自分史を作成すれば、リアルな課題に目を向けざるを得ません。ですから、課題から目を背けず、立ち向かえ、と自身に檄を飛ばすこととなります。

このようなときに課題を共有し合えるコミュニティがあれば、どれだけ心強いでしょう。リアルなコミュニティを作るのが難しいのであれば、バーチャルなコミュニティを作ればよいのです。ネット社会ではプラットフォームさえ作っておけば、同じ課題を有する人が集い、コミュニティが自然と形成されます。その中で、誰かが解決手段を見つけてくれるのではないかと考えるからです。そのために、上図のサ

イトが役立てられるのであれば、どんなに嬉しいことでしょう。ですから、自分史作成を通じてリアルな課題を共有し、その解決手段を共に模索してみませんか、と呼びかけたい気持ちなのです。

以上

7. 津軽海峡の旅

小林 公子

要旨

本州と北海道に間に横たわる津軽海峡は、太平洋と日本海を結ぶ交通の要衝でもあり、また、この海峡を挟んで本州と北海道には、古い時代の遺跡に共通した要素が見られ、古くから交流があったとされている。これらの交流の歴史のなかから文化や社会の交流の変遷をたどりたいと思う。

本文では、まず私自身が、北海道に初めて旅した昭和25(1950)年から、北海道新幹線で函館を訪れた平成28(2016)年までの70年弱の旅の歴史を、青函連絡船、青函トンネル、北海道新幹線の三つのテーマを中心に、特に体験したこと、感動したことなどと、大きく変化した旅に要した時間から、それに伴う技術や社会の変遷などを中心として述べてみたい。

はじめに

本州の北端と北海道南端の間、日本海と太平洋を結ぶ海峡が津軽海峡である。東西130km、本来は日本の領海であるべきだが、中央部は公海とされ、外国船舶の通航に利用される国際海峡である。

海峡を挟んで1万年以上も前から人が住み、様々な遺跡が残されている。海上の交通についても、古くから発達し、本州と北海道を結ぶルートになっていた。

特に近代になってから青函連絡船と呼ぶ海上交通で、多くの人や物資の交流が行われている。しかし、台風による洞爺丸の遭難事故によって、このルートの重要性が叫ばれ、青函トンネルという画期的なル

ートの建設がなされた。その完成で北海道と本州が陸続きとなったのである。そして昨年、新幹線が函館まで開通し、東京～新函館北斗間が、4時間という短時間で結ばれる様になった。こうした交通路の変遷をたどり、文化や社会への影響をたどり、このルートの重要性を再認識したいと思う。

まず、私自身の津軽海峡の旅の歴史をたどり、ついで古くからの津軽海峡の旅を考えてみる。

1 青函連絡船

私が初めて津軽海峡を渡り、北海道の地を訪ねたのは昭和25年(1950)の10月であった。当時勤めていた人事院の国家公務員初級試験の実施する役目の公務出張の旅である。北海道へ行きたい。未知の地への旅の願望は強かった。当時の下級公務員の給料では自費での旅など望むことは難しかった。なんとか公務出張でとの願いは、二十歳そこそこの経験の少ない職員にとって北海道出張の任務は重く、なかなか実現しなかった。

旭川へ出張、当時の私にとっては、天にも昇る想いを抱いたのも当然であった。他の課の上司から「北海道は初めてだろう。一緒に札幌まで行こう」と声をかけて下さったのも有り難かった。かなり気の強い私だったが、長時間の一人旅には不安もあった。

どこの駅から列車に乗ったのか覚えていない。当時の時刻表から青森に深夜に着く列車は、上野発常磐線経由の急行が一本しか無いのでおそらく上野駅だっただろう。上野発9時35分の急行は青森に23時50分に着く。14時間15分という長旅である。青森駅の長い長い栈橋を、真夜中にとことこと走った記憶がかすかに残っている。そ

の長い栈橋は連絡船が運行されなくなった現在も残されているが、この長い栈橋をよく走ったものだと感心する。

その日乗船した連絡船の名は「洞爺丸」。それから四年足らず、台風のため大きな犠牲者を出して函館湾に船底をさらしたあの船である。すぐ二等の船室に向かったが、そこは指定席ではなく雑魚寝であり、すでに多くの乗客がが乗り合わせて横になっていた。私たちが隙間を見つけてすぐ横になり、寝る空間を確保した。どんな船だったか記憶は薄いですが、立派な大きな船だなあとの印象は残っている。

函館着は5時10分、暗闇の中、列車に乗ったが、その記憶も薄い。やっと夜が明けた頃、長万部（おしゃまんべ）という駅で、駅売りの毛ガニを同行の方からご馳走になった。その美味しかったことは今も鮮明に覚えている。きっとお腹も空いていたのであろう。初めての津軽海峡の旅の記憶は、海や船でなく毛ガニの思い出であった。

試験のあと、帰りは一人旅であった。函館までどんなルートをとったか鮮明でないが、昼間の連絡船に乗船したのは確かである。帰りの船は羊蹄丸で、珍らしさもあり、出張任務を無事終了した解放感も伴ったから、船内をあちこち歩き回った。立ち入り禁止になっているところ以外は殆ど、食堂、売店など、どんなメニューか、どんな品が売られているかなど、尋ね回ったことを覚えている。貧乏公務員で金の余裕もなかったから大部分は眺めただけだったろう。それも若き日の思い出であった。

青森に着いた時、外は暗かった。帰りも夜行列車で延々十五時間の旅であっただろう。このようにして初めての津軽海峡の旅は終わった。遠かったなあ。という記憶がかすかに残っている。

その後しばらくは北海道への旅することはなかった。退職、結婚というような身の辺りの環境の変化もあった。

そうした一方、連絡船にも洞爺丸沈没という大事故も発生した。台風下に出港し、函館湾に船底を海面に出して沈没している姿には仰天した。なぜあの大きな船が、どうして横倒しになったのだろうか。なぜ台風下に多くの乗客を乗せて出港したのだろうか。など、今も多くの謎が残されている。初めて乗った大きな立派な船、その思い出はかすかに現在も残っている。それだけに、あの船底をさらした無残な姿にはひとしおの哀れを感じた。

このあと双方の両親への送金しなければならない事情もでき、昭和33年（1958）東京都の学校事務職員への再就職というような変化も生じた。給料の安い公務員であったが、一人分と二人分では給料の差がある。仕送りをして余裕が生じる。こうして私的な旅行という楽しみも生じるようになった。

最初は関東周辺であったが、やがてその旅は北海道へも伸びていった。連絡船も、洞爺丸など多くの船を失った青函航路であったが、洞爺丸などより一回り大きく、かつ安全性の高い船が建造されるようになった。摩周丸、十勝丸などに乗船した記憶がある。マイカーブーム登場の先駆けともいべきか、甲板上にシートをかぶせた数台の乗用車の姿が見られるようになった。

やがて、カーフェリーが北海道や九州、四国へ運航されるようになる。カーフェリーで北海道へ。これは母に一度北海道を見せてあげようという私の願いとなり、行きは釧路へ、帰りは苫小牧からというルートをとることになった。釧路へは、津軽海峡から遠く離れたルートをとったようだが、帰りのルートはかなり沿岸よりをとり、ちょうど津軽海峡近くで、夜中に烏賊つり漁船の群と遭遇した。多くの燈火を掲げた漁船によって、深夜の海は、まっ昼間のような明るさを現出

し、思いがけなく烏賊つり漁の有様を本当に近くで見学することが出来た。これも津軽海峡の旅の一つの思い出となった。

このあと暫く北海道への旅は途絶えた。私の身边にも夫の死、退職など大きな変化が生じた。退職後は東京都の教育庁へ臨時的雇用され、正規雇用と異なり、月16日、8時間労働、気楽な勤務を楽しめた。出来たばかりの放送大学へ入学したのもこの時期である。暫く途絶えていた旅も比較的自由に行えるようになっていた。

青函トンネルのことは、後で詳しく述べるが、異常出水などで、予定より多くの年月を要して完成された。しかし、トンネルの完成は同時に青函連絡船への別れを意味した。昭和63(1988)年3月13日、青函連絡船はその任務を終えることになった。長く交通の重要な任務を担った連絡船との別れを惜しむ行事として、ちょうどその頃、大ヒットしていた石川さゆりの「津軽海峡冬景色」の歌を背景に「さよなら連絡船」が運行された。別れを惜しみ多くの人々が哀惜の念を込めて連絡船に詰めかけた。

私も、正月過ぎに函館まで出掛けた。連絡船も函館の町も冬に訪れるのは初めてであった。津軽海峡はどんよりと曇り、函館の町は雪は少なかったが、氷でつるつる状態、慣れない私は何度か転んだ。お陰で買ったペンタックスを壊し、帰りの船は、さよなら連絡船どころではない陰鬱な有様で過ごした。こうして連絡船の旅時代は終焉を遂げたのである。

このあと暫くは北海道への旅は専ら飛行機を利用することになった。稚内、網走、釧路、旭川と目的地近くの空港へ一飛びするのは楽であった。比較的歴史の浅い北海道の魅力は、景観、植物、動物など、特に辺境の地の自然物に惹かれ、知床や利尻・礼文などに何度か訪れもした。

また、一度だけ函館・大間の間のフェリーを利用して、津軽海峡を渡ったことがあった。妹と一緒に、「松前・弘前・角館の桜紀行」というツアー旅行の旅であった。殆どツアーは利用しない私であったが、函館まで飛行機、大型バスで松前の桜を見、函館泊、翌日フェリーで大間へ、下北半島を南下し弘前へ、夜桜を楽しみ、翌日は角館の桜を見て、盛岡から新幹線でという二泊で三カ所の桜の見物をメインにした効率的なツアーであった。しかし、残念ながら桜は、松前は蕾、角館では川添いの染井よしのは全部散り、僅かに武家屋敷周辺の八重桜が哀れな姿をとどめているにすぎなかった。桜が満開だったのは弘前のみで、城中の夜桜などはとても美しかったが、花のツアーの難しさを痛感した。桜中心の旅で、フェリーの上下船にバスを降りて歩いた記憶は残るが、フェリーから眺めた津軽海峡の様子などの記憶は皆無である。

2 青函トンネル

連絡船に別れを告げた昭和63(1988)年3月、津軽海峡の海底下に「青函トンネル」が完成し、本土と北海道を結ぶ国鉄津軽線が開通した。海底トンネルで、特に私の興味をそそったのが「竜飛海底」「吉岡海底」と呼ぶ二つの海底駅であつた。海底ってどんな有様であろう。地上と同じような空気が通っているのだろうかなど興味津々であった。

その当時、新幹線は盛岡まで、それから青森までの在来線の旅はかなり時間がかかり遠かった。新幹線が青森まで開通したら是非行ってみようと、開通を待ち望んでいた。

平成14(2002)年に八戸まで、新青森が開通したのは平成22(2010)年12月、待望の開通であったが、先年の函館の例のように冬

は苦手で、春になったら出掛けようと考えていた矢先、平成23(2011)年3月11日、東日本大震災の発生、東北地方を中心に大きな被害をもたらされた。特にテレビの画面に写し出された大津波の様、一瞬の間に何もかにも飲み込んでしまった有様など、恐ろしい自然の力、人力では如何ともし難い力に恐れおののくばかりであった。とても東北地方を通り、津軽海峡のトンネルを訪れるような気持ちは起こらなかった。当面は個人的な旅行の計画など立てられるような状況ではなかった。

そして震災から2年、まだまだ震災の爪痕は残っているが、平成25(2013)年5月、海底トンネルを尋ねるべくスケジュールをたてたが、そのあとが大変であった。その当時は、「吉岡海底駅」への見学は新幹線工事のため中止され、「竜飛海底駅」の見学だけになっていた。見学人数は1回40名、狭き門であり人気も高かった。特にJR側が問題にしたのは私の年齢である。「団体行動をとれますか。」それが難しければ駄目だというのである。これは現地に行ってみてわかったのだが、見学ルートは列車火災時の乗客誘導通路であり、区画の前後は厚い鉄板で仕切られている。一区画毎に見学人数の確認を行い、鉄板を閉め、次の区画へ進むことになっているのである。列車の通路だから一本道であろう。少々遅れても説明箇所などもあるから追いつけるだろうなどと考えていた私の予測が甘かったのである。しかし、こうなったら何が何でも行きたいとの思いが一層強くなり、JR北海道に直接電話をかけ、やっと許可を得ることができた。

前日は青森に泊まり、翌日午後の青森発の特急「スーパー白鳥」で出掛けた。特急は「竜飛海底」駅に停車するが、降りられるのは見学者のみ、下車者は一人一人厳重に名簿で確認がなされた。

海底140mに造られた駅であるが、そのような実感は全く起こらない。空気もなんら地上と変わることがなく普通の世界で、外の全く見えないトンネルの中に過ぎなかった。「ゆっくり歩きますから附いてきて下さい。」と、案内者から声をかけられたのは嬉しかった。

「先進導坑」というトンネル工事独特の言葉も覚えた。「先進導坑」こそがトンネル穿鑿の命であり、まずそれを掘ってから本坑の工事にかかるのだと言うことも知った。

遅れてはいけないと附いていくのに必死だった。列車運行時の火災発生の際、乗客の避難通路として使用される体験坑道は、一区画毎に厚い扉で仕切られており、その箇所は少し高くなっている。その部分への登り降りには、平衡感覚の悪い私にとっては大変であった。数箇所あったが、その度に、末尾に附いている職員が、一々人数を確認して厚い扉を下ろし、次の扉を開けて進むのである。これは列車の火災事故の緊急避難通路のとした設置されたもので、団体行動が必要と、厳しく言われたのも「宜なるかな」であり、遅れまいと必死で歩いたのであった。

30分も歩いただろうか、「竜飛海底斜坑線」とよばれるケーブルカーの乗り場に着く。オレンジ色の車体、おそらく工事中には多くの作業員たちを海底の工事現場に運ぶために使用されたものであろう。現在は体験坑道とトンネル記念館を結ぶ片道778mの路線になっている。乗ったのは僅か数分、地上に立つ青函トンネル記念館へ繋がっている。

トンネル記念館は、青函トンネルを広く国民に紹介するとともに、観光の振興に努め、地域経済の振興に寄与する目的で、昭和63(1988)年に建設されたもので、記念館と体験坑道を結ぶケーブルカーの運行も管理している。

館内の展示では、構想から42年、過酷な条件下で繰り広げられた工事の有様などが資料や音・映像・立体モデルなどで知ることが出来る。地上へも出られるということなので、扉を開け外へ出てみたが、台風なみの風が吹いており、とても歩けるような状態でなく、すぐ扉の内側へ引き帰した。

以前、竜飛岬を訪れたことが思い出された。昭和53(1979)年頃であったと思うが、自動車で、北東北の旅の途次、竜飛岬を訪れたのである。岬の突端の展望台から、目の前に北海道が望まれ、その前を青黒い海流が確か右から左へ流れていたように思う。海流の向こうに眺めた北海道の姿に感激したが、ふとこちら側の一角を見るとコンクリート造の箱形の建物が多数みられた。あれが青函トンネルの作業員たちの住宅だろう。数年前には異常出水で青函トンネルは沈没するのではないかと騒がれ話題にもなったが、無事その危機は通り抜けたらしい。何時頃出来るのだらう。出来たら是非乗ってみたいなあと思った。トンネルは立派に完成し、今日海底を徒歩で歩くことも出来た。そしてこの「記念館」はあのおとき眺めた住宅群の中の建物を改装したものかもしれないなど、昔の旅のことも思い出された。

再びケーブルカーで海底へ、体験坑道を竜飛海底駅へ戻り、予定の下り特急に乗ることが出来た。今回の旅の宿泊場所は青森なので、次の特急の停車駅「木古内」で下車した。上りの特急を待つ20分ほど駅周辺をぶらぶらした。盛んに新幹線の工事は行われていた。何時出来るのだらう。開通したら是非今度は「函館」へ行きたいなあと思いながら上り列車に乗り込んだ。海底トンネルも車内では普通のトンネルと少しも変わらないなあという感想を抱いているうちに青森に着いた。

「竜飛海底駅」「体験坑道」「青函トンネル資料館」といずれも貴重な体験を過ごした。「竜飛海底駅」はその年の体験期間の終了した11月に

幕を閉じた。緊急避難時を除いて下車することが出来なくなったのである。強引にお願いし、無事に団体行動も出来た。海底を歩くという貴重な体験も得られた。よかったとの想いは今も強く残っている。

3 北海道新幹線の旅

平成28(2016)年3月、遂に北海道新幹線が開通し、新函館北斗駅という新しい駅が誕生した。すぐにも出掛けたいと思ったが、開通直後は混むだろうし、3月の北海道はまだ冬の状態、雪も残っているだろうと考え、季候のよい6月に行くことにした。

平成28(2016)年6月6日、大宮駅8時44分の「はやぶさ5号」に乗り込む。鮮やかなスマートなH5系、グリーンの色もがすがすがしい。列車はほぼ満員状態、特に団体客が多そうだ。やっぱり北海道の季候のよい6月が狙われた様だ。

途中「仙台」「盛岡」と停車し、「新青森」の発車は11時21分、やがて青函トンネルを瞬く間に通過する。あの「竜飛海底」駅は「竜飛定点」と呼称されているが、あっという間に通過、文字通り点に過ぎない。青函トンネルの全長は53.85km、そのうち海底部分は23.30kmとか、あの激しい海流の下の海底を通過しているのであるが、なんとも不思議な感も抱く。とても海底を通過しているとは思えない。工事中の異常出水で埋没するのではないかと心配された事、海底駅見学の許可をとるのに苦労したことなど、遠い昔の出来事で、とうに忘れ去られて何事も無い様に列車は静かにトンネルを駆け抜け、北海道の土の上を走っている。

新青森出発から1時間02分、新函館北斗駅に到着した。早い。もう着いた。あっけないなあ。かって連絡船に揺られて5時間もの長旅をした「津軽海峡」を瞬くまに、何の変化も感じないで渡ったのであ

る。本当に夢の様な話である。新函館北斗から函館駅までは、函館ライナーに乗れば15分で着く。乗り換えの時間などを通算しても青森～函館は1時間半ほどの旅になった。過ぎ去った年月、科学技術の進歩、社会の変革などを交えながら、旅は大きく変化を遂げたのである。

急ぐ旅ではないので連絡している列車には乗らず、新しい駅や周辺の様子などを知りたいと思って駅の外へ出てみた。展開している風景は北海道の農村の姿であった。青々と草が広く茂っている野原は牧場であろう。所々に赤い屋根の牧舎と思われる建物、およそ本土では見かけないヨーロッパの農村を思わせる様な風景、文字通り北海道の農村の姿が展開していた。駅周辺にはおよそ観光的な要素などは見つけることも出来なかった。

ふと30数年前、東海道新幹線が開通した頃の「新横浜駅」周辺の姿を思い出した。当時横浜の上大岡に住んでいた私は、同居する母を連れて新幹線で上京し、新横浜で降りたのであった。車椅子生活を送っていた母のため、新横浜からタクシーで帰宅したのだが、当時の駅周辺は広い原っぱで、およそ観光的な要素をもつ建物などは存在しなかった。大きな建物など何も無かった。なんでこんな殺風景な所に新幹線の駅をつくったのだろう、およそ横浜線なんてローカル線の不便なところに。おそらく当時は誰もがそう思ったに違いない。

しかし、今や新横浜周辺へ大きなビルが建ち並び、空地を見いだすことは難しい。横浜の中のターミナルの一つとして大きな存在を占めつつある。こんなところに駅をつくってという人などは一人もいないだろう、今更ながらにと、今昔の感が深い。

それに比して「新函館北斗」はどうであろうか。1階の入り口付近には地元の売店も置かれているが、現在はまだ品物も少なく寂し

た。ただ救いだっただのは周辺の風景であった。殺風景だった新横浜に比べ、ほのぼのとした暖かみを感じる美しい農村の中に立派な駅舎が建てられていた。都会の駅に見られない、ほのぼのとした暖かみを感じた。この周辺の風景は、何時までも残して欲しいものだと眺めていた。

私の津軽海峡の旅は、およそ七十年弱の間に、約四分の一以下の時間に短縮された。それには科学技術の進歩を背景にした、青函の海底トンネルの完成、北海道新幹線の建設などが大きく作用している。青函トンネルの完成には、昭和29(1954)年台風で多数の犠牲者を出した洞爺丸などの多くの青函連絡船の事故などが、建設へ拍車をかけたと言われている。しかもトンネルは難工事で、建設日数も費用も大きく予定を上回ったらしい。こうした犠牲と多額費用をかけ生み出されたものなのである。

最後に昭和29年からおよそ70年弱の東京函館間の交通の時間変遷を見てみよう。

第一表は、『1000号の歴史時刻表』に掲載されていた表を元にして作成したものである。昭和25(1950)年に18時間45分費やしたのが、現在は4時間である。これは「新函館北斗」までの時間だから、函館までの時間30分を加えても、4時間半に過ぎない。この表からみると新幹線の建設によって時間の短縮が計れたことがよく分かる。それ以前の短縮には、動力の変遷、車両などの近代化、路線の改良などが考えられよう。青函トンネルと新幹線が、スピードアップの双璧であることが分かる。

確かに新幹線は速い。しかし、旅の楽しみはどうであろう。沿線の風景をじっくり楽しむことは少なくなった事などは事実だ。ビジネス

の旅は早い方がよいが、レジャーの旅などのんびりした旅がよいのではとも思うが、そんな列車は姿を消すような現状である。

北海道新幹線は、現在、平成42(2930)年完成予定で札幌に向けて建設が行われている。これによって、どのような経済効果が期待されるのか。そういった期待も大きい。しかし、完成にともなうマイナス面も考慮される。はたして新函館北斗駅はどうなるのであろうか。

現在でも新幹線の通らない函館駅や青森駅周辺には、早くも衰退の趣が感じられる。こうした側面を考慮する必要もあろう。

今回は、戦後70年弱の津軽海峡周辺変遷を考えてみたが。次回は古代から第二次大戦終戦時までの津軽海峡周辺の変遷を考えてみたい。

(第一表) 「所要時間の変遷」

	1950.10.1	1961.10.1	1968.10.1	1987.3.31	1988.3.13	2016.3.26
上野発	9:35	13:30	15:40	22:20	16:50	8:20
青森着	23:50	23:55	0:10	7:15		11:21
青森発	0:40	0:10	0:30	7:30		
函館着	5:10	4:35	4:20	11:20	4:24	12:22
列車名	急行	はつかり	はつかり2	はくつる1	北斗星1	はやぶさ5
上野～青森	14:15	10:25	10:30	8:55		3:01
青森～函館	4:30	4:25	3:50	3:50		1:01
上野～函館	18:45	14:50	14:20	12:45	11:34	4:02

8. 現代のクラフツ経済はなぜ小規模化するのか

坂井 素思

要旨

クラフツ経済は、工業化以前の生産の在り方であると考えられてきており、大量生産の製造業と比較すれば、現代においては生産性が低いために衰退産業の経済体制であると考えられてきた。けれども、現代経済の中でも、陶磁器、木製品、手芸品、装飾品などの工芸品生産や日用品のハンドメイド生産が残ってきている。自然素材の原料を供給する「農山村」と、クラフツ商品を消費する「都市」との中間にあって、手工業クラフツ経済の小規模な復活がありうることを教えている。

この小論では、木製家具製造業を取り上げ、現代的なクラフツ経済がいかに特徴づけられ、その問題がどのような点に存在するのかについて考察している。この結果、現代の木製家具製造業では、規模の大きな企業での生産性向上が進んでいる一方で、小規模の製造者の比率が高まっているもわかった。注目できる興味深い点は、現代においても生産性の低い小規模製造者が、中規模製造業者に比較して維持されてきている原因である。ここでは、柔軟性と連結性と自己完結性という小規模生産の特性が存在することが指摘されている。

1. なぜ現代のクラフツ経済は小規模化するのか

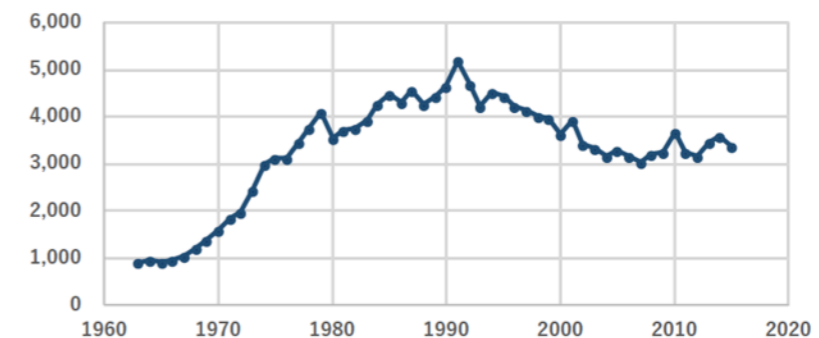
工業化以前には、クラフツ経済は職人による手仕事を行う生産の中心にあり、少人数で行う小規模生産が必然的な方法であった。ところが、このような手仕事として成り立っていた、主として陶磁器、木製品、手芸品、貴金属製品、装飾品などの日用品・工芸品が工業化され

るにしたがって、大量生産の工業日用品との間に生産性格差が存在し、次第に衰退していった。ところが近年、工業化以後の近代社会においても、ヨーロッパ社会を中心として、また日本においても小規模なクラフツ経済が復活されてきている。なぜ現代社会においても、非効率的な生産であると考えられているクラフツ生産が興隆とまでは言えないとしても、かなり普及してきているのはなぜなのか。わたしたちの身近な経済生活の中において、クラフツ経済の復活の意味について考えてみたい。問題はこのようなクラフツ経済が、現代経済の中で復活する理由である。現代の問題として、身近なクラフツ経済としての「木製家具製造業」、とりわけ椅子生産について事例をみていきたい。

2. 木製家具製造業生産の現状

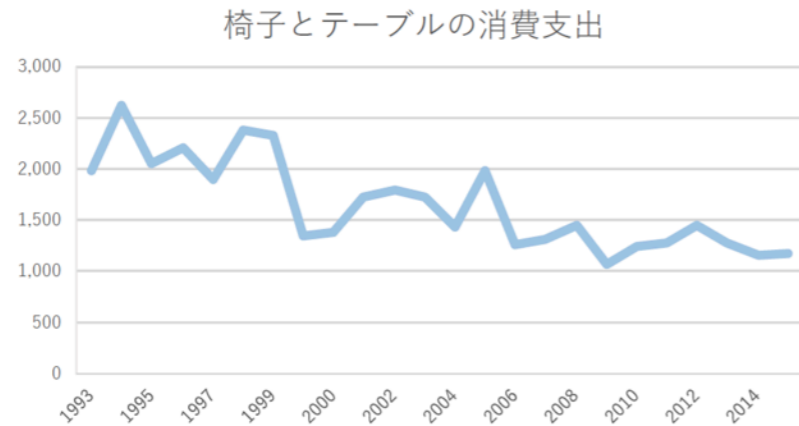
木製家具製造の生産について、近年の特徴をまとめると、ほぼ減少傾向を示していることがわかる。家具生産については、需要側の立場と供給側の立場とがある。それぞれの統計に従って、1つは「家計調査年報」、もう一つは「工業統計表」や「生産動態調査」などを見ながら考えていきたい。

家具など家庭用耐久財の消費支出
(二人以上世帯1ヶ月平均(円))



図表1 家具などの家庭用耐久財の消費支出（円）

出典：「家計調査年報」総務庁統計局



図表2 椅子とテーブルの消費支出（円）

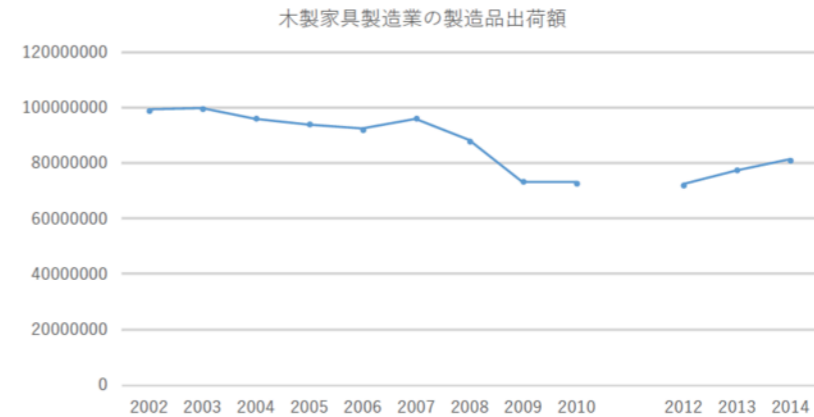
出典：「家計調査年報」総務庁統計局

まず、需要側の動きは、家計調査の「家庭用耐久財の消費支出」に現れている。家庭用の耐久消費財は、成長期には非弾力的な商品であると考えられ、逆に低成長期には弾力的な商品であると考えられているので、全体を示す総消費支出に比べて、変化にその特徴が示されている。家庭用耐久財の消費支出は、1990年代の初頭に最高値を取り、その後低下してきている。そして、2010年代に至って横ばいになっている。

かつて耐久消費財は、70年代の石油ショックの時に上下したことはあるが、ほぼ右肩上がりで1960年代から1990年代まで増え続けた。1960年代から1990年代にかけて、耐久消費財の消費支出がほぼ5倍になったことが知られている。けれども、1990年から2015年にかけて、消費支出は5分の3に落ちている。

「家計調査年報」の耐久消費財細目に「椅子とテーブル」の消費支出額が載っている。この支出についても1世帯当たり2500円台から

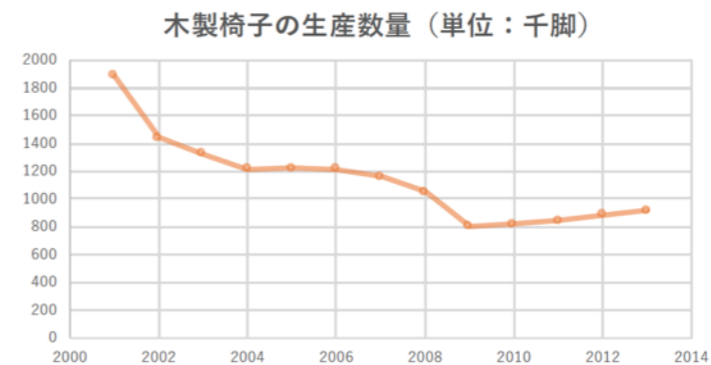
1000円台にまで低下してきている。このように、木製家具の消費支出は全般的に、1990年代以降低下してきており、2010年以降多少持ち直したものの中期的には低下傾向が依然として続いていることになる。



図表3 木製家具製造業の製造品出荷額（円）

出典：「工業統計表」経済産業省

他方、木製家具製造業の供給側についてみると、こちらについても生産数量および生産額ともに低下していることがわかる。これらは、あとで見ていくように、需要と供給と生産体制のいずれの変化についても、生産低下に結びついていることに原因があるといえる。

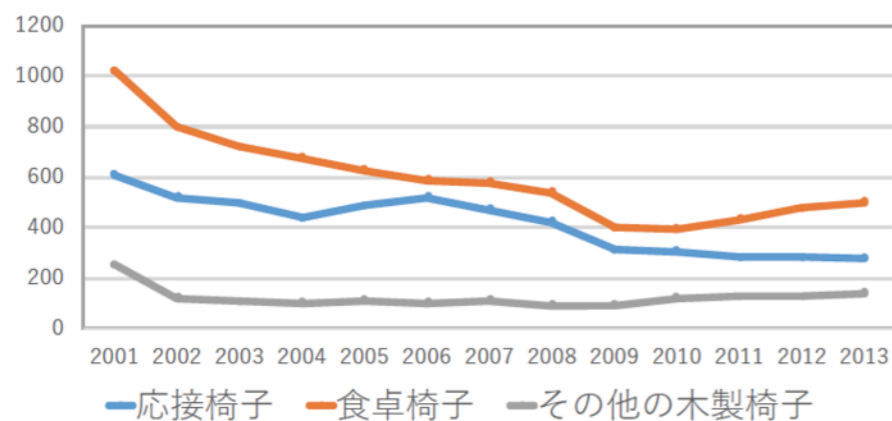


図表4 木製椅子の生産数量（千脚）

出典：「生産動態調査」経済産業省

木製椅子の生産量内容について、生産動態調査を中心にして見ておきたい。応接セット、食堂椅子、その他の椅子という、この3種類に分けて生産統計が取られている。この中で一番多く生産されるのは食卓椅子であるが、この食卓椅子は100万客ほど作られていたものが現在では55万客ほどに減って来ている。また、椅子の中で食卓椅子に次いで多いのが、応接椅子である。これらは60万ほど作られていたが現在では30万ほどになってきており、これらについてもいずれも生産数量が減って来ていることがわかる。

応接・食卓・その他の木製椅子の生産数量（千脚）



図表5 応接・食卓・その他の木製椅子の生産数量（千脚）

出典：「工業統計表」経済産業省

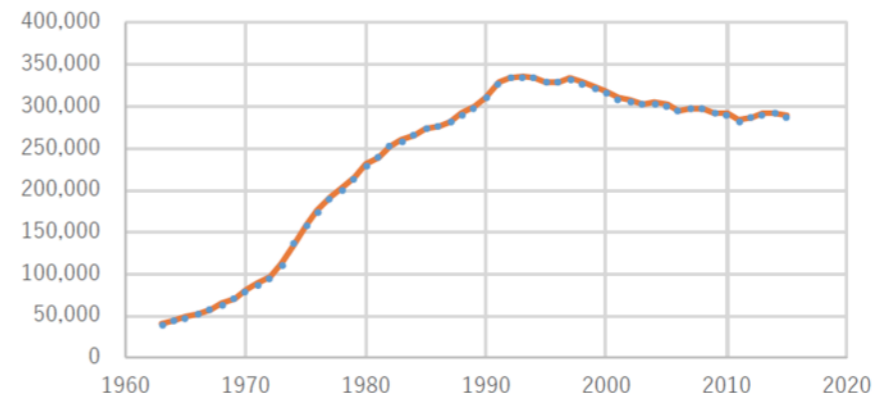
これらの需要と供給のあり方から見て、いずれも木製椅子の生産量と消費量ともに半減していることがわかる。そこで、なぜ1990年代以

降これらの木製椅子の生産や消費が減って来たのかという点が問題になる。

3. なぜ木製家具製造業生産は減少したのか

なぜ近年木製家具製造業では、生産が減ってきたのだろうか。第一の理由は、景気の影響である。1990年代までは勤労者世帯の収入は一方的に上がり続けてきたところが1990年代中頃から2000年代にかけて勤労者世帯の実収入には減少した現在では横ばいになっているけれども実質的にピークを過ぎているという点は否めない。同様に、総消費支出も同じく1960年代から1990年代までほぼ7倍になったにもかかわらず、それ以降、傾向としては下降線をたどっている。

総消費支出（二人以上の世帯）1世帯当月平均平均



図表6 総消費支出（円）の推移

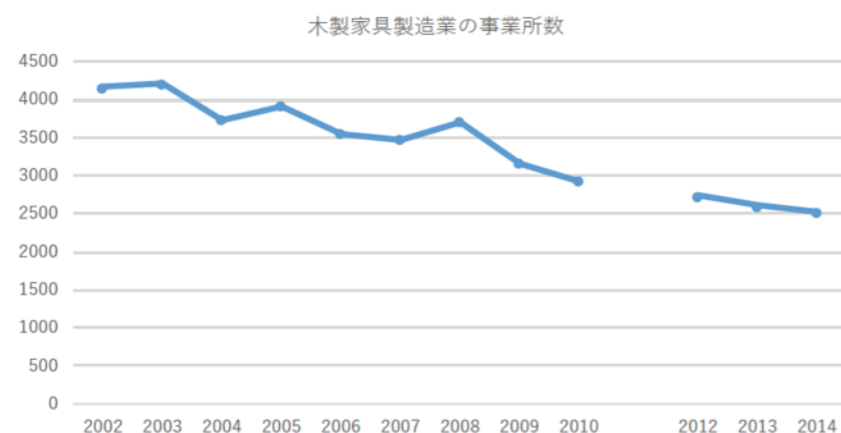
出典：「家計調査年報」総務庁統計局

木材家具製造業の生産低下についての第2の特徴は、2000年代から今日に到るまで、事業所数と従業員数が低下していることにある。

木製家具製造業の事業所は、2002年には全国で4,000件以上あった。ところが、現在では約2,500件に減少してきている。

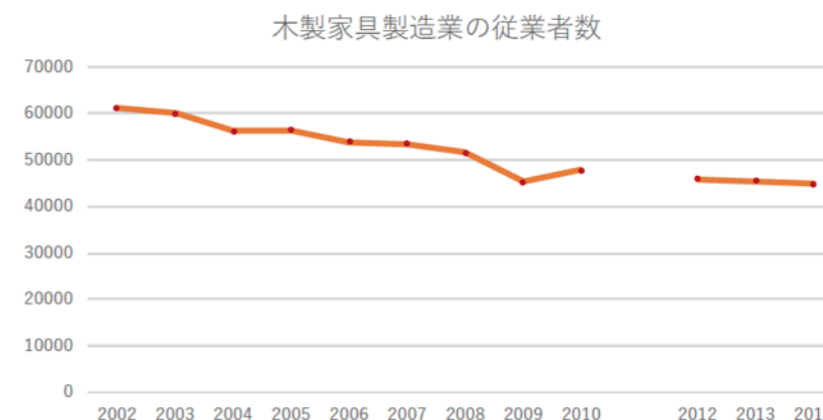
また、木製家具製造業の変化は、従業員数にも現れている。事業所数ほどではないにしても、従業員数も減少傾向である。2002年には6万人を超えていた従業員数が現在では5万人を下回っている。

従業員数が低下してきていることは、1979年と2009年を比較した統計表にも現れてきている。事業所の従業員規模別にみた従業員数の変化には特徴が見られる。それぞれの規模別に見て、従業員数はほぼ3分の1に減って来ている。全般的に低下していることは否めない中でも、とりわけ減少が激しいのが、中規模から大規模の企業であることがわかる。



図表7 木製家具製造業の事業所数

出典：「工業統計表」経済産業省



図表8 木製家具製造業の従業員数

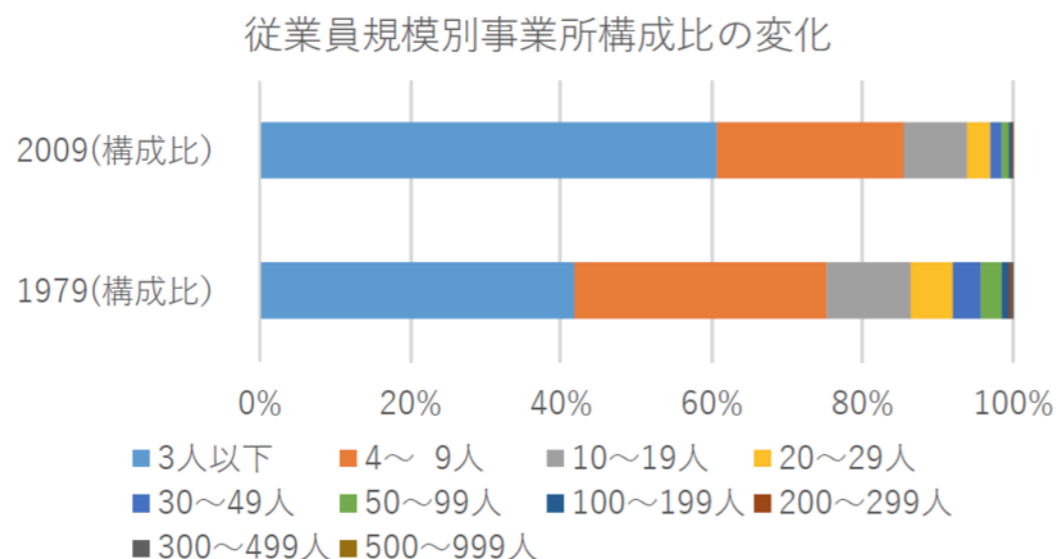
出典：「工業統計表」経済産業省

ここで、木製家具製造業の事業所数と従業員数が減っているということは、単に需給で決まる数量の問題ではなく、むしろ木製家具生産の構造的な問題が作用しているように見ることができる。供給側の生産額が減少していることと、さらに需要側の消費支出が減少していることが軌を一にしており、このことが中長期的に反映された結果、木製家具製造業全体が縮小していることを示している。

したがって、木製家具生産減少の第3の理由は、生産構造の変化を示唆する点であり、小規模事業所の数が相対的に増加しており、逆に中規模事業所の数が減少してきているという特徴をみることができる。木製家具製造業の事業所数が減ってきていることは上記の通りだが、その内容について見ると、従業員数規模別に事業所数を見てみると、1979年から2009年の間に四分之三に減って来ていることがわかる。ここでは、堅調な特徴がみられる。小規模事業所の構成比が高まり、それに対して大規模あるいは中規模の事業所の構成比が減っていることがわかる。3人以下の事業所数は41パーセントだったものが

60パーセントに増えている。これに対して、その上の4人以上の規模を誇る事業所のシェアは軒並み低下していることになる。

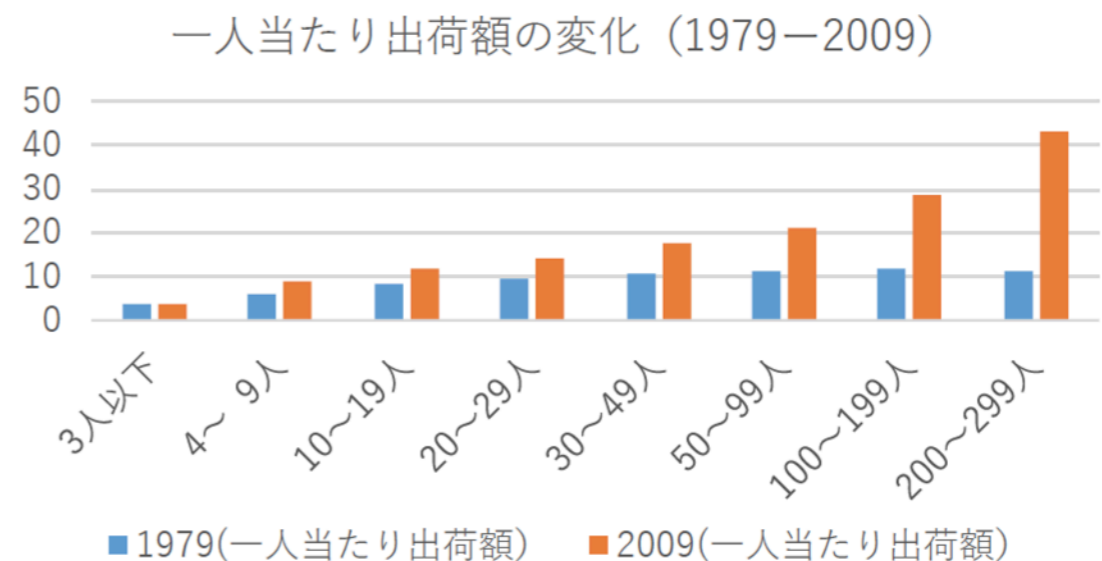
全体の事業所数の減少という現象と、さらに事業所規模が低下してきているという現状があり、ここで重要な点は、なぜ企業規模が小さな事業所の構成比が増大したのか、さらに中規模の事業所の構成比が低下してきているのかということである。



図表9 木製家具製造業の従業員規模別事業所構成比の変化
出典：「工業統計表」経済産業省

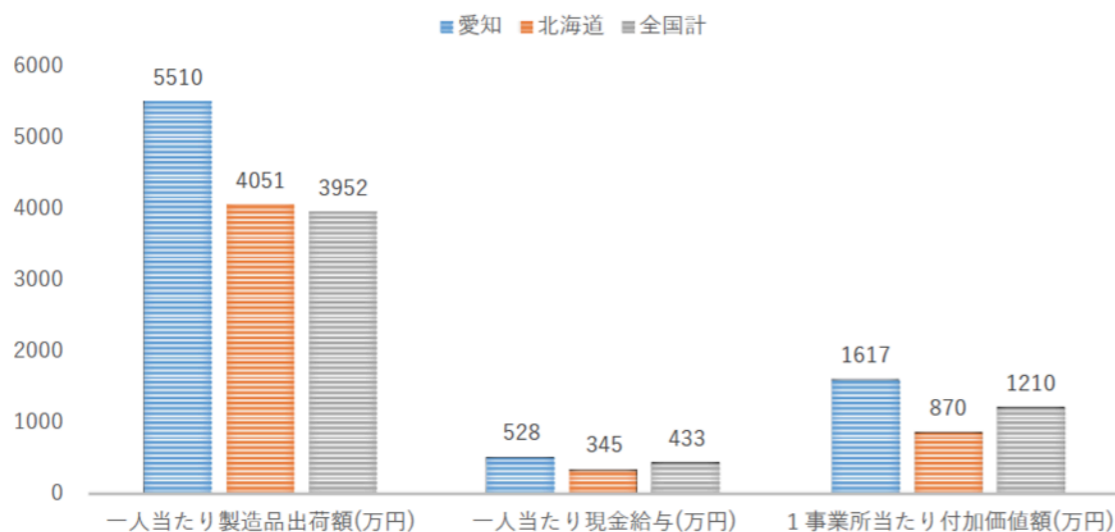
木製家具製造業の従業員規模別従業員数構成比				
	1979	2009	1979(構成比)	2009(構成比)
3人以下	11057	9624	7.3%	17.5%
4～9人	25628	11670	16.9%	21.3%
10～19人	19941	8959	13.1%	16.3%
20～29人	17977	6036	11.8%	11.0%
30～49人	18910	4639	12.4%	8.5%
50～99人	24294	5390	16.0%	9.8%
100～199人	18024	4508	11.9%	8.2%
200～299人	6524	1523	4.3%	2.8%
300～499人	9731	1944	6.4%	3.5%
500～999人	0	550	0.0%	1.0%
計	152086	54843	100.0%	100.0%

図表10 木製家具製造業の従業員規模別事業所構成比の変化
出典：「工業統計表」経済産業省



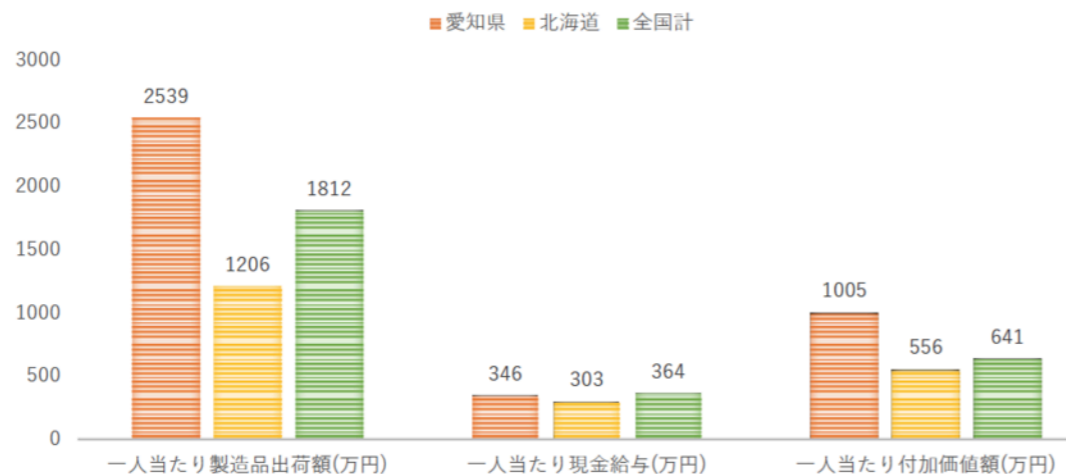
図表11 木製家具製造業の一人当たり出荷額の変化
出典：「工業統計表」経済産業省

製造業の一人当たり出荷額・給与額・付加価値額比較



図表 1 2 全製造業の一人当たり出荷額・給与額・付加価値額の比較
出典：「工業統計表」経済産業省

木製家具製造業の一人当たり出荷額・給与額・付加価値額



図表 1 3 木製家具製造業の一人当たり出荷額・給与額・付加価値額の比較
出典：「工業統計表」経済産業省

木製家具製造の一人当たり出荷額の変化を1979年と2009年を比較した統計表で見ると、木製家具製造業のこの30年間にわたる変化の様子がわかる。全般的に見ると、すべての従業員規模別の出荷額が減少していることがわかるが、同時に、詳細見ると規模別の一人当たり出荷額はやはり増大している。これは、一人当たりの生産性が向上したことを表している。また、規模の経済性が効いていて、規模が大きくなればなるほど、一人当たり出荷額も大きくなるという傾向を見せている。中でも、規模の大きな企業におけるほど、一人当たり出荷額の実産性はかなり高まっているといえる。そして、とりわけ注目されるのは、小規模事業所数の減少の程度が少ないという点である。

このことは同じことだが、規模の大きな事業所では、一人当たり出荷額が高くなり、生産性の上昇がなければ、事業所は限界を見せることになる。それに対して、規模の小さな事業所では、必ずしも生産性上昇がなくても、事業所はそれほど淘汰されるわけではないので、ほぼ同じような経営を維持できることになることを教えている。規模の経済に左右されない、別の要因の経済性が小規模事業所には存在すると考えられる。

4. なぜクラフツ生産では小規模生産がシェアを増やしているのか

クラフツ経済の近年の動向を見てきたが、この結果から疑問だと思われるのは、生産減少の理由は上記の通りだが、そこから生じてきている「従業員規模が縮小してきているのはなぜか」という点である。小規模事業所では、これらの結果からわかるように、小規模の従業員で少量生産を行なっていて、生産性が低いという生産体制であることがわかる。「なぜ生産性の低い、小規模生産に現代の職人の人びとは

集まるのだろうか」という点が重要で解明すべき点である。ちょっと見たところでは、生産性の低い産業では賃金が安いから、むしろ労働者はこのような産業を避けて、労働力不足になるのではないかと推測されるかもしれないが、現実はそうではないのだ。この事態をどのように説明したら良いのだろうか。

この点では、芸術産業などのサービス産業に特有の「コスト病」仮説での説明が参考になると思われる。交響楽団がよく例に取られる。交響楽団では、赤字経営であるのに、なぜ交響楽団などの芸術団体は存在するのか、さらに、ときにはこれらの団体が増大するのか、という問題が存在することが知られている。この点を構造的に解明する考え方には、経済学の中では、「供給過剰説」と「需要過少説」とが存在する。音楽愛好家はたくさん存在する。したがって、演奏したいとする供給者は需要を上回って存在することになる。したがって、供給過剰になり、この過剰分だけ料金を払わなくても、音楽需要を満たすことは可能である。したがって、供給側は常に収入を費用が上回ることになり、赤字体質となる、というのが供給過剰説である。これに対して、音楽サービスは生きていく上で必需的なサービスではない。したがって、自ら進んで料金を支払い音楽を需要する層が過少になる。このため、交響楽団収入は赤字体質となるというのが、過少需要説である。何れにしても、交響楽団経営は難しいということになる。実のところ、問題は経済学がいう需給の量的な問題ではなく、楽団運営本来の質的な問題だ。なぜ供給が過剰になるのか、あるいは、なぜ需要が過少となるのか、という点にある。

この点に関して、芸術団体などのサービス産業生産側の特性から導き出される説明に、米国経済学者W・ボウモルとW・ボーエンの「コスト病」仮説がある。産業間の比較を行うとわかることだが、サービ

ス部門の基本的な特徴として、「生産性が低い」という特性が見られる。このサービスの生産性が低いという特性が、生産性の高い産業との間の相対関係として、コストを増大させる原因を作り、いわゆる「コスト病」を生み出していると考えた。

なぜサービス部門の生産性は低いのだろうか。このことは、比較的簡単に説明できる。サービス生産は労働使用そのものが費用の主たるものであるという性質をもっている。だから、労働技能は訓練によって少しは上げることができ、それによってサービスの生産性を多少上げることは可能だが、製造業と比べると、それほど急激な上昇は望めないという性質をもっている。つまり、資本設備や新技術を利用して生産性を上昇させるという製造業のような生産性上昇は、サービス産業は苦手としており、生産性上昇を行うことがきわめて困難であるという性質をもっている。

ボウモルたちが挙げている自動車生産と芸術生産という比較事例を見たい。彼は著書の中で、次のような典型的な記述を行っている。

「人間の発明の才によって自動車の生産に必要な労働を減少させる方法が考案されてきたが、シューベルトの四重奏曲を四十五分間演奏するのに必要な人間の労働を、合計三時間の延べ労働時間以下にまで減少させることに成功したものはだれもいない」という指摘を行っている。

この例で示されているように、自動車産業では機械生産と技術革新の浸透によって生産性は格段の進歩を見せるが、芸術サービス部門では技術革新による生産性の上昇はそれほど望むことができない。このために、製造業部門と芸術サービス部門の生産性の格差は、次第に開いてしまうことになる。製造業では資本と技術をより充実させることで、労働者一人当たりの生産性をより上昇させることが可能である。

ところが、このことは、結果として、製造業労働者の実質賃金を上昇させることになる。

この製造業の実質賃金は、労働市場を通じて、ほかの産業に波及し、最終的に芸術団体などのサービス産業の実質賃金も上昇させることになる。このことが、芸術団体のコスト増大へ影響を与えることになる。つまり、交響楽団の赤字体質をもたらし、コスト病の原因となる。賃金上昇がサービス生産のコストを押し上げ、最後にはこれが製品価格であるサービス価格を上昇させることになる。このような結果、常に成長産業に比較して、芸術産業はコストが増大することになる。

ボウモル説の興味深い点は、このコスト病という事態が、単に生産性の低い産業でコストがかさむことを説明しただけにとどまらず、この生産性の低いサービス部門で、なぜ雇用が増加するのかということの説明していることにある。芸術団体がなぜ増加し増大するのかを説明している。つまり、製造業部門では、労働が資本設備で置き換えられたり機械技術によって省力化されたりすることで雇用は減少するが、その一方で、実質賃金が製造業に準じて上昇する労働集約的なサービス部門での雇用が増大することになると考えた。このような過程は、人びとの生活水準が高くなるにしたがって、サービスへの需要が増大することでも助長されるし、つまり芸術が日常生活に浸透し、サービスへの需要の価格弾力性が低くなるにつれても、芸術団体などのサービス産業への雇用増大はより多く見られることになる。

前節まで見てきた木製家具製造業の大規模事業所と、小規模事業所との間にも、生産性格差が見られ、上記の製造業と芸術産業との比較と同じ構造を持っていると解釈できる。つまり、小規模木製家具製造業には、生産性が低いという特性が見られるが、生産性の高い大規模

木製家具製造業との間の相対関係として、コストを増大させる原因を作り、いわゆる「コスト病」を生み出していると考えられる。にもかかわらず、大規模事業所では、労働が資本設備で置き換えられたり機械技術によって省力化されたりすることで雇用は減少するが、その一方で、実質賃金が大規模事業所並みに上昇する、あるいは別の副収入を模索することで、結局のところ、労働集約的な小規模事業所での雇用が増大することになるといえる。

5. クラフツ経済の特徴

木製家具製造業の現状をここまで見てきた。この中からいくつかのクラフツ経済の特徴を読み取ることが可能である。共通する特徴は、小規模生産という点である。このため、労働集約的で、生産性向上にはかなりの努力を必要とする体制であることがわかる。これらの特徴から、次のような産業特性が引き出されることになる。これらの特性から注目できる点は、なぜクラフツ経済では現代においても小規模生産が盛んに行われ、小規模事業者の比率が高まるのかということである。

クラフツ経済の第1に注目できる特性は、多様な変化への「柔軟な対応(flexibility)」が可能であるという点である。これは、クラフツ生産が上述のように小規模生産であることからもたらされるメリットである。小規模な組織では、機動的な適応が可能だからである。現代のクラフツ生産について論じているM・ピオリとC・セーブルは、著書『第二の産業分水嶺』において、リヨンの絹織物業者の技術を取り入れる柔軟性について指摘している。また、小規模生産であることから、消費者の需要変化に対しても融通のある適応性を示すことが可能であるとの指摘も行われている。

第2の特性は、クラフツ経済は原材料地と消費地の間に位置する産業特性を持っているために、いわば「連結の経済 (economy of connection)」という性質を持っている。ここで「連結の経済」とは、複数の経済主体が連結・結合されることにより生み出される相乗効果の経済性である、と宮沢健一が著書『業際化と情報化』で指摘したものである。その産業分野の違いによっては、陶磁器製造業のように、工業立地として原材料に近接するところに事業所現場を持つ場合もあるし、手芸業のように、消費地に近接するところに立地を囲む産業も存在する。けれども、農山村と都市とを結合する機能を果たし、さらに両方にメリットをもたらす特性を持っているといえる。この連結機能は、それによって産業間の調整を行い、結果として産業間をとり結ぶことになるために、「集積の利益」をもたらす要因となるものである。複数の経済活動を結ぶ活動の効果なので、ネットワーク効果あるいはネットワーク外部性とよばれる場合もある。

第3に、クラフツ生産は、製造業の中でも、職人経済特有の小規模でその内で完結する生産体制であるために、自己完結的で自己目的的な (consummate) 特性を持つ。この点は大量生産方式の分業体制と比較してみれば、容易に理解できるであろう。分業体制の下では、人びとの労働は歯車の部品のような位置付けであり、仕事全体を認識することはできない。このために、成就するという満足感が得られず、疎外状態になる可能性が高いが、これに対して、職人の小規模生産の下では、多少の分業体制を敷いていたとしても、自らの労働との一体感には強いものがあるといわれている。クラフツ経済が小規模制をとるのも、疎外からの脱却を目指しているからだといえる。

6. 結論

この小論では、現代のクラフツ経済の役割について、とりわけ農山村と都市を結ぶ機能を中心にみてきた。クラフツ経済は、工業化以前の生産の在り方であると考えられてきており、大量生産の製造業と比較すれば、現代においてはこのクラフツ経済は衰退的な産業体制であると考えられてきた。けれども、地域経済の中では、陶磁器、木製品、手芸品、装飾品などの工芸品生産や日用品のハンドメイド生産が、現代においても残ってきていることも事実である。自然素材の原料を供給する「農山村」と、クラフツ商品を消費する「都市」との中間にあって、柔軟性と連結性と自己完結性という小規模生産の特性を持つ場合には、手工業経済の部分的な復活がありうることを教えている。

農山村と都市とを結ぶ経済のあり方の典型例として、木製家具製造業を取り上げ、現代的なクラフツ経済がいかに関特徴づけられ、その問題がどのような点に存在するのかについて、この小論では考察してきた。この結果、現代の木製家具製造業では、規模の大きな企業での生産性向上が進んでいる一方で、小規模製造者の比率が高まっていることが理解できた。注目できる興味深い点は、現代において生産性の低い小規模製造者が必ずしも減少せず維持されてきている理由である。

引用文献及び参考文献

1. ジョン・ハーヴェー著 ; 森岡敬一郎訳, 『職人の世界』 原書房, 1986
2. 坂巻清著, 『イギリス・ギルド崩壊史の研究 : 都市史の底流』 有斐閣, 1987
3. 国民金融公庫調査部編, 『日本の木材関連産業』 中小企業リサーチセンター, 1983

4. ウィリアム・J・ボウモル、ウィリアム・G・ボーエン著、池上惇・渡辺守章監訳『舞台芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部、**1994**
5. ハンス・アビング著、山本和弘訳『金と芸術：なぜアーティストは貧乏なのか？』グラムブックス、**2007**
6. ウィリアム・D・グランブ著、藤島泰輔訳『名画の経済学：美術市場を支配する経済原理』ダイヤモンド社、**1991**
7. マイケル・J. ピオリ、チャールズ・F. セーブル著；山之内靖，永易浩一，石田あつみ訳，『第二の産業分水嶺』，筑摩書房，**1993**
8. 宮沢健一著，『業際化と情報化：産業社会へのインパクト』，有斐閣，**1988**

編集後記

今年度も社会経営研究機関誌を発行することができた。修士課程修了後の研究発表の場、試論の場として構想された本誌である。文字通り生涯にわたる研究発表のために、積極的に投稿してほしい。

とはいえ、論文に作法あり。先行研究をしっかりと渉猟し、何を明らかにしたいのか、それはどこまで成功したのかは、再現性、客観性のある形できちんと書いてほしい。エッセイも同様。そこに一つでもキラリと光るものが欲しいのである。それを体得するには、よいものをたくさん読むことが結局近道かもしれない。

狭いタコツボではない放送大学にせっかく集っているのである。楽しみながら、純粋な学者には書けないような骨太な論考を寄せて欲しい。

2017年11月 編集長 田口一博

社会経営ジャーナル 第5号

2017年11月1日 初版 発行

編集 社会経営ジャーナル編集委員会

Editor 田口一博
楠田 弥恵
堀田 耕作
大河原 公夫

発行 社会経営ジャーナル編集委員会

Publisher 坂井 素思

Website <http://u-air.net/SGJ/>

複製／改ざんを禁止します。

本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。

ISSN 2188-1073